〈共同研究報告〉

大正デモクラシーと明治文化研究会
——日本国憲法をうんだ言論の力

原　秀成

一　はじめに

（一）日本国憲法を準備したもの

一九二〇年代ころからの言論活動や研究活動が、現行の日本国憲法をうむ土壌をはぐくんだ。本稿ではこの系譜をほりおこし、その意味と限界を考察する。

一九四六年一一月三日（日曜日）「明治節」の日に公布された日本国憲法は、占領軍のもとで起草された。このことは、まぎれもない事実である。すなわち現行憲法は、連合国軍最高司令官・総司令部（GHQ/SCAP）[1]の統治局（Government Section）[2]において、その年の二月初旬のわずか九日間で起案された。そこで起案された草案は、日本政府との折衝をへて日本国政府案として、一九四六年三月六日（水曜日）[3]午後の記者会見で発表された。

ところがこの統治局での制定過程を検証していくと、意外にもその根底に、明治の自由民権運動から敗戦にいたるまでの、自由を求める思想と活動の蓄積があったことがわかる。それは以下の事情による。つまり統治局での憲法案の準備ないし起草段階において、日本人の民間団体や政党の案がいくつか参照されていた。それらの日本人による憲法案のなかでも、一九四五年一二月二八日（金曜日）の新聞各紙に掲載された憲法研究会の「草案要綱」が、最も大きな影響を与えた。[4]これは公表が早く、完成度も高かった。そのため、ほかの団体の案にも影響を与えた。

（二）戦前からの言論や研究の活動——日本国憲法制定への系譜

さらにこの憲法研究会における憲法案の起草には、戦前[5]の総合雑誌や研究会の活動からの系譜がみられる。

具体的には第一に、憲法研究会の人脈に戦前からの経験が生かされた。文明評論家・室伏高信（むろぶせこうしん）（一八九二—一九七〇）は、戦前の総合雑誌の編集者としての活動を生

かし、総合雑誌『新生』を足場として、一九四五年に憲法研究会を実質的に組織した（〈図1〉左）。

第二に、憲法研究会で草案起草を担当した、憲法史研究家・鈴木安蔵（一九〇四―一九八三）[6]にいたる流れがあった。鈴木安蔵は、明治文化研究会を設立した政治史家・吉野作造（一八七八―一九三三）と面会し、憲法制定史研究の重要性と方法を伝授された。そののち鈴木安蔵は、尾佐竹猛（一八八〇―一九四六）の庇護のもとで、戦時中も憲法制定史の研究をすることができた。尾佐竹は吉野没後、明治文化研究会を運営した裁判官である。ここに吉野作造や尾佐竹猛から、鈴木安蔵への憲法制定史研究の系譜がみられる（〈図1〉中央）。

第三に、鈴木安蔵の一九三七年の論文集の英文抄録が、総司令部によってつくられ、参考にされた（〈図1〉右）。

このようないくつかの系譜をさして、冒頭で「一九二〇年代ころからの言論活動や研究活動が、現行の日本国憲法をうむ土壌をはぐくんだ」と述べたのである。

（三）雑誌や会と系譜学――本稿の方法論

こうした人と人との縁によって、学問の方法論が受けつがれていった。そこでは学問の内容自体よりも、問題にとりくむ姿勢や方法についての方向づけが重要な意味をもった。総合雑誌、同人誌、研究会などで場をともにし、自発的に共同作業することで、継承が確かなものにされた。それらにおける人間関係は、大学の師弟関係[7]などに比べ、開かれた水平的なつながりであった。こうしたつながりを、本稿では重視する。

（四）従来の研究と本稿の課題・構成

従来ただ漠然と、吉野作造の唱道した「デモクラシー」が、第二次世界大戦後の日本国憲法で実現したといわれてきた[8]。しかしその関連が、具体的に示されてこなかった。当事者ともいえる歴史家の大久保利謙は、戦前の会の活動を系譜づけている[9]。けれども大久保は、戦後の憲法制定まで関係づけてはいない。日本人のなかで最大の影響を日本国憲法に与えた鈴木安蔵を、客観的に憲法思想家として位置づけた研究も少ない[10]。同様に鈴木安蔵らの起案の舞台となった、戦後の総合雑誌『新生』についても研究が進んでいない[11]。

日本国憲法制定史の研究では、これまで米国の動きが淵源として強調されてきた[12]。そのために日本国内の自由の思想史が、なおざりにされてきたと考えられる。

総じて一八八九年大日本帝国憲法の制定史研究と、一九四六年日本国憲法の制定史研究[13]とが、つなげられていない。

これらの相互の関係を明らかにして系譜づけることが、本稿の課題である。学問領域だけでなく時代区分をもこえて、憲法史あるいは自由やデモクラシーの思想史の系譜をさぐる。そして戦前からの活動が、日本国憲法の制定を条件づけたことを明らかにしたい。この系譜づけにより、米国から憲法が「押しつけ」られたという概括的で単線的な見方を、見直すことができる。日

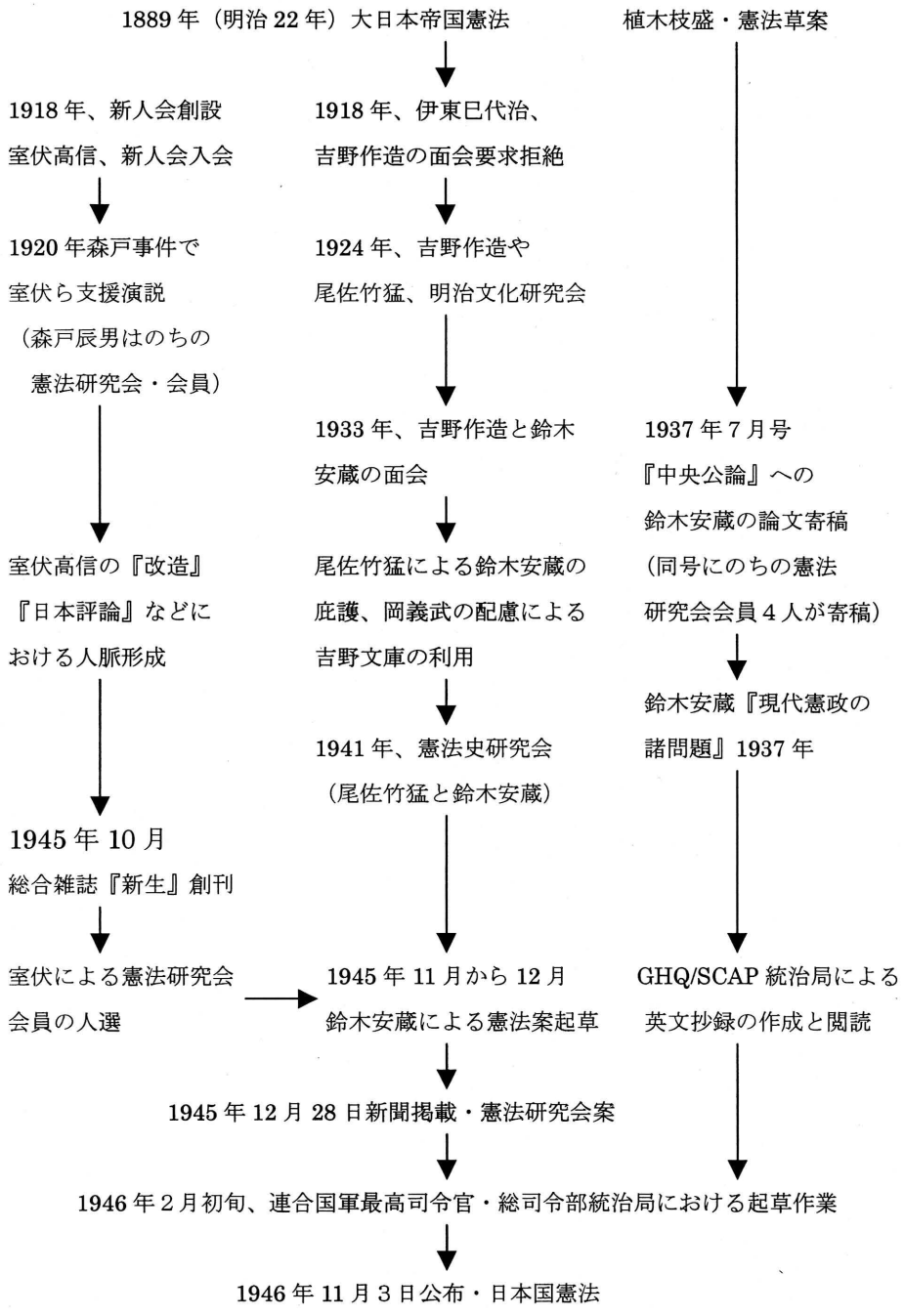

図1　2つの憲法と総合雑誌の系譜

本国政府に強制しなければ、日本人の自由な意思は発露されなかったともいえる。

そこで第二章と第三章で、明治文化研究会と憲法制定史研究の系譜を検討する（〈図1〉中央）。第四章で、第二次世界大戦後に、室伏高信が憲法研究会を結成したときの人脈について分析する（〈図1〉左）。そのうえで第五章において、憲法研究会案と日本国憲法を比較し、その民定憲法としての性格を再検討する。

二　明治文化研究会の特色――文化史のなかでの憲法制定史研究

（一）一九二四年の明治文化研究会の設立――在野精神と反骨性

それでは戦前の言論活動や研究活動とは、どのようなものであったか。ここではとくにデモクラシーの啓蒙をしてきた吉野作造が、なぜ明治の文化研究に没頭したのかに注目する。そうした活動が何をうみだしたかをみていきたい。

吉野作造は一九二四年二月に東京帝国大学を辞職し、朝日新聞社に入社した。しかしそこでの枢密院批判の言動が筆禍とされ、四ヵ月ほどで同社を退社した。[14] このとき吉野は、満四六歳であった。

明治文化研究会は、その年一九二四年の一一月に発足した。前年九月の関東大震災によって、明治の文物が灰塵に帰したことが、会発足の契機になったという。[15] 具体的には、吉野作造の研究資料調査員だった（廃姓、宮武）外骨（幼名・宮武亀四郎、一八六七―一九五五）の手伝いをしていた浮世絵研究家・井上和雄が会の創設を発案した。これに吉野作造が賛同し、会を発足させた。[16][17]

明治文化研究会では、明治の文物を「社会万般の事相」としてとらえ「国民史の資料」としていこうとした。会の機関誌『新旧時代』創刊号の冒頭に、つぎのような会の目的がかかげられている。

一九二五年二月『新旧時代』創刊号「『明治文化研究会』に就て」[18]

創立　大正十三年［一九二四年］十一月

目的　明治初期以来の社会万般の事相を研究し之れを我が国民史の資料として発表すること。

事業　機関雑誌を発行し、時々講演会及び展覧会を開催すること。

雑誌　『新旧時代』毎月一回発行。（定価金五十銭、一ヶ年金五円五十銭）

［中略、会友とその特典］

編輯同人（イロハ順）　石井研堂　石川巌　井上和雄　尾佐竹猛　小野秀雄　吉野作造　外骨　藤井甚太郎［傍線を加え、新字に直した。］

こうした会の目的からは「帝国」により正統とされた「甲部」図書のみにもとづく、正史編纂[19]への挑戦の意図をよみとれる。[20] 明治文化研究会は、正史編纂に対抗し「我が国民史の資料」の編纂をめざしたと考えられる。[21] 会の機関誌『新旧時代』は、同人の井上和雄が発行人で、自力での出版であった（〈図2〉参照）。この機関誌に掲載され

た論文などをもとに、一九二七年から一九三〇年にかけて『明治文化全集』全二四巻が、日本評論社から刊行された。このほかにも『幕末明治新聞全集』全五巻など[22]、多くの資料に解題が付され復刻出版された。

当時の一般市民は、出版されたものすら手にとれない状況だった。慶応義塾大学を除き、大学図書館は一般に開放されていなかった[23]。憲法制定史のような国家にとって最重要な文献さえ、上野の帝国図書館や日比谷の図書館は不十分な状態だったという[24]。それゆえ基本的な資料を活字にし、それを人々の手に届くようにした明治文化研究会の出版活動には、現代とは比べようのない意味があった。出版行為自体が、一八世紀フランス啓蒙時代の『百科全書』のような、反権力の意味をもっていたのである。

明治文化研究会の同人たちは、なんらかの事情で明治政府への反骨の素地をもっていた[25]。会の中心となった吉野、尾佐竹、石井研堂、石川巌は[26]、戊辰戦争で政府軍と戦った、奥羽越列藩同盟の地域の出身であった。吉野作造の父・年蔵は、自由民権運動に参加していた[27]。石井研堂は、旧幕臣の同人誌『こじき嚢』の発行人をつとめている[28]。外骨は一八八九年大日本帝国憲法を公布する明治天皇を「骸骨」にして諷刺した絵と文が、不敬罪とされ投獄された[29]。外骨は

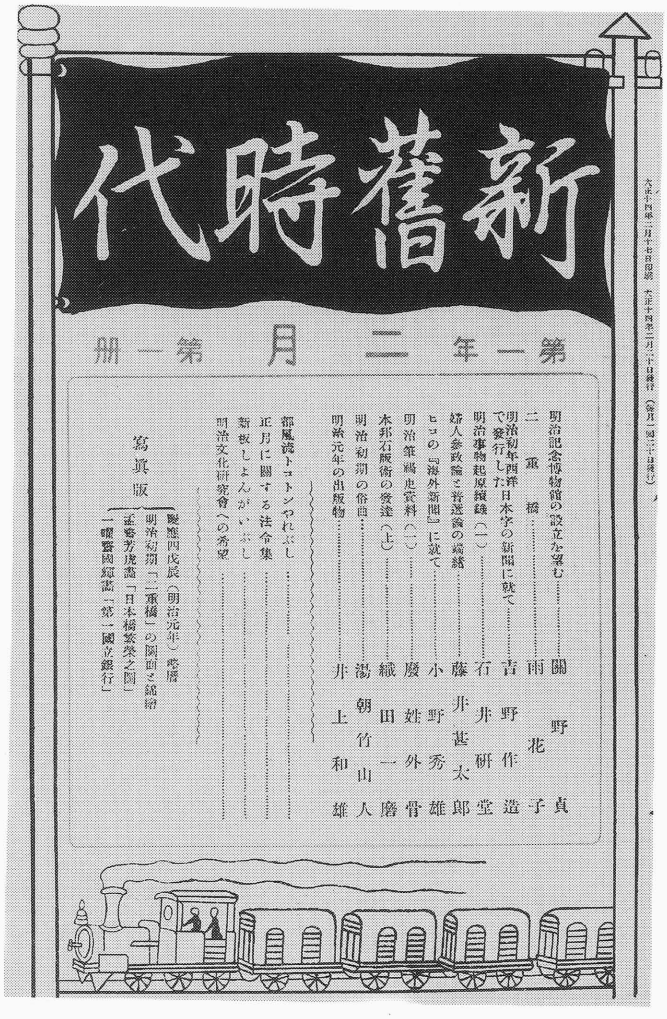

図2　『新旧時代』創刊号（一九二五年二月）の表紙（東京大学社会情報研究所図書室所蔵の原本、D-b: 1002a: 1）。表紙は同人・井上和雄の意匠で、新聞錦絵の旗と『書物往来』表紙の暖簾の折衷といえる。二番目の雨花子とは尾佐竹猛で、石川巌を除く同人七人が掲載している。

『新旧時代』創刊号から「明治筆禍史資料」を執拗に連載した（〈図2〉参照）[30]。ほとんどすべての同人が、それぞれ私家版を出版する自発性をもっていた[31]。

この会には、明治文化に興味のある同好の人々が、サロン[32]につどうような雰囲気があった。会の構成自体が趣味人的で、月一回の講演会のほか、展覧会活動が重視された[33]。こうした活動により正統な資料だけでなく、錦絵や新聞雑誌や小冊子[34]など幅広い資料が収集され、それらを研究にいかす方法が共有された。

（二）吉野作造の明治文化研究の動機——憲法制定過程の公開問題

吉野作造自身は明治文化研究を始めた動機を、つぎのように説明している。

一九二六年四月号・吉野作造「明治文化の研究に志せし動機[35]」

大正七年［一九一八年、東京帝国大学の］国家学会創立満三十年を記念する為め明治の憲政並に経済財政の基本に直接関係した先輩の談話を集め権威ある一記録を残して置かうとの議が纏り、［中略］その結果として出来たのが翌年［一九一九年］春刊行を見た「日本憲政経済史論」である。［中略］而して［帝国憲法制定過程についての談話の採取につき、伊東巳代治（みよじ）氏の］承諾を得ることの出来なかつたのは今以て我々一同の遺憾として居る所である。［中略。伊東巳代治氏は］今日之を公表するは機の宜しきを得ざる所以をば熱心に［仲介した穂積陳重（のぶしげ）氏に[36]］説いたといふことであつた。［中略］

往時［明治一〇年代］のデモクラシーは一知半解の洋学心酔者が唱へ出したのだ。時勢はまだ之を採用するまでに進んでゐない。［中略］古い人はこの［明治から大正にいたる］時勢の変化を見ないで、デモクラシーの主張を只抽象的概念としてのみ取扱ふ。［中略］が、之では社会そのものが困る。何とかして斯うした古い人達の迷妄をひらかなければならぬ。一番の近道は彼等に時勢の変化を説くことである。［中略］老輩が多年の実験に依て堅めた見識を打破する為には、歴史の光りに依て彼等の議論の背景たる時勢を明らさまに示すに限る。［中略］散々困らされた結果、私は昨今しみ〴〵此感を深うして居るのである。［後略、傍線を加えた。］

つまり吉野作造は、一八八九年二月一一日（月曜日・紀元節）に発布された大日本帝国憲法の制定史を調査しようとした。しかしその制定過程についての談話聴取を、枢密顧問官の伊東巳代治（一八五七―一九三四）にことわられた。この伊東のような隠れた権力者に対して、デモクラシーが大いに浸透したことを実証的に示したい。これが吉野の明治文化研究の動機だというのである[37]。

吉野は枢密院を直接批判して、朝日新聞社退社の目にあい[38]、右翼からも暗殺をほのめかされていた（後述本章（六）参照）。

「文化研究」と名づけたのは、政治史や憲法制定史研究の意図を隠すためだったとも思われる。

同時に「時勢の変化を説く」ことが、遠そうでいて「近道」だとも真剣に考えたのだろう。吉野はここに続けて、それまでの明治の政治史を「本当の歴史ではなくて」すべてのことは「神武天皇以来決つて居つたといふ様な類のものである」と評している。当時の国定教科書や正史とされるものは、限られたことだけを限られた視点から述べているだけであると吉野はとらえた。吉野はこうした正史編纂に対抗して、資料による「歴史の光り」で「時勢」を示そうとした。[39] こうした吉野の活動は、結果として実を結ぶことになったといえる。

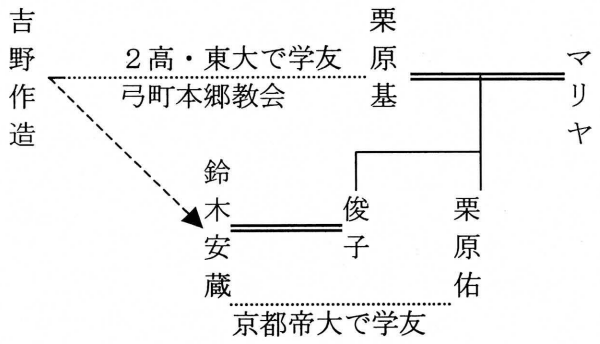

図3　吉野作造と鈴木安蔵の関係

（三）忘却された憲法史家・鈴木安蔵

吉野作造の資料の扱い方と広い視野からの研究方法は、鈴木安蔵に継承された。

鈴木安蔵はプロテスタントの信者を父に、福島県北東部の小高町にうまれた。仙台の旧制第二高等学校から、京都帝国大学文学部に進み、同人雑誌『甲虫』を出した。のち経済学部に転じ、マルクス主義経済学者・河上肇の指導をうけ、のちに河上の個人雑誌『社会問題研究』の編集を担当した。[40]

一九二五年に、治安維持法が制定された。これはまさに、普通選挙法によるデモクラシーを制限しようとするものであった。そして一九二六年にこの治安維持法が初めて適用され、学生社会科学連合会事件（いわゆる「京都学連事件」）がひきおこされた。鈴木安蔵はこの事件などで逮捕され、一九二九年秋、満二五歳のとき治安維持法違反で収監された。[41] この経験から憲法研究の必要性を感じ、獄中で美濃部達吉らの憲法の主要著書を網羅的に読んだという。一九三二年六月中旬、鈴木は三年弱の刑期を満了した。そののち一九三二年九月に上京するまで三ヵ月ほど、鈴木は妻・俊子の実家の栗原家[42]で静養した。それは京都御所の東、荒神橋のたもとにあった。

（四）一九三三年の吉野作造と鈴木安蔵の面会

鈴木安蔵は、妻の父・栗原基（一八七六―一九六七）を通じて、吉野作造に面会を依頼した（〈図3〉参照）。吉野と栗原基は仙台の旧制第二高等学校時代からの友人で、

東京の弓町本郷教会で海老名弾正（一八五六―一九三七）の雑誌『新人』を一緒に編集した仲であった。[43] 一九三三年一月七日（土曜日）、吉野は翌日午後に鈴木安蔵と面会できるという葉書を出した[44]（〈図4〉参照）。この時、吉野は満五四歳で、明治文化研究会設立から八年の歳月が流れていた。鈴木安蔵は、まだ満二八歳であった。

翌日に配達された吉野作造の葉書はまにあい、二人はその日曜日の午後にあった。この日は吉野にとって、肺結核での入院前の最後の日であった。[45]

（五）吉野作造が鈴木安蔵に伝えたもの―憲法制定史研究の方向づけ

面会で二人は、憲法制定史の意義と方法について話しあったという。[46] 吉野作造は伊藤博文らのドイツにおける調査についての論文を、総合雑誌『改造』に執筆中であった。[47] それだけに伊藤博文の憲法調査や明治初年の元老院草案につき、吉野はきわめて正確な話をした。しかも示唆と興趣にとみ、ドイツと日本の憲法学者の諸分派などにも話題が及んだ。これはルドルフ・フォン・グナイスト（Rudolf von Gneist）らの君主主権重視を伊藤博文や穂積八束が継承し、ゲオルク・イェリネク（Georg Jellinek）らの立憲制重視を美濃部達吉や吉野作造が継承したことをさすと思われる。[48] 吉野作造は鈴木安蔵に、小野梓（一八五二―一八八六）の『国憲汎論』（東洋館書店、一八八五年）など必読文献を紹介し、福沢諭吉の『国会論』の意義を教えた。[49] そして吉野は鈴木に「たくさん読んでもらいたい資料もあるから」とまでいったという。[50]

これらのうち、伊藤博文のドイツでの憲法調査が重要な課題だと示したこと自体が、最も重要だったといえる。鈴木が吉野に面会を申し込んだ理由も、大日本帝国憲法が直接の模範としたものについての研究の必要性や方法を確認したいがためだった。[51] 鈴木は、当時の外国憲法史の研究はフランスかイギリスに集中し、ドイツの憲法史研究はなかったとしている。[52] 欧米の観点による近代憲法史の概説ではなく、日本にとっての重要性を優先した研究をすべきだという方向性が、吉野から鈴木に伝えられたといえる。

他方でこの面会のあいだ、二人は意見を異にすることもあった。吉野作造は憲法の講義[53]や留学中の師ゲオルク・イェリネクの影響で、君主主権を前提としていた。それゆえ吉野は自由民権論者の主権在民論に消極的で、[54] 先にみたとおり自由民権論者を「一知半解の洋学心酔者」だとも評していた（前述本章（二）参照）。鈴木が反駁したのは、この点だったと思われる。鈴木はのちに、植木枝盛（一八五七―一八九二）の憲法案にあった、抵抗権や人民主権や一院制を高く評価しているからである。[55] 鈴木は東京帝国大学のドイツ流の憲法理論[56]を批判する観点から、憲法研究を始めた。その意味で鈴木は吉野よりも、議会を重視したデモクラシーの理論をとることができた。[57] 吉野作造の課題と方法が、新しい思想を前提とした器に継承されたといえよう。

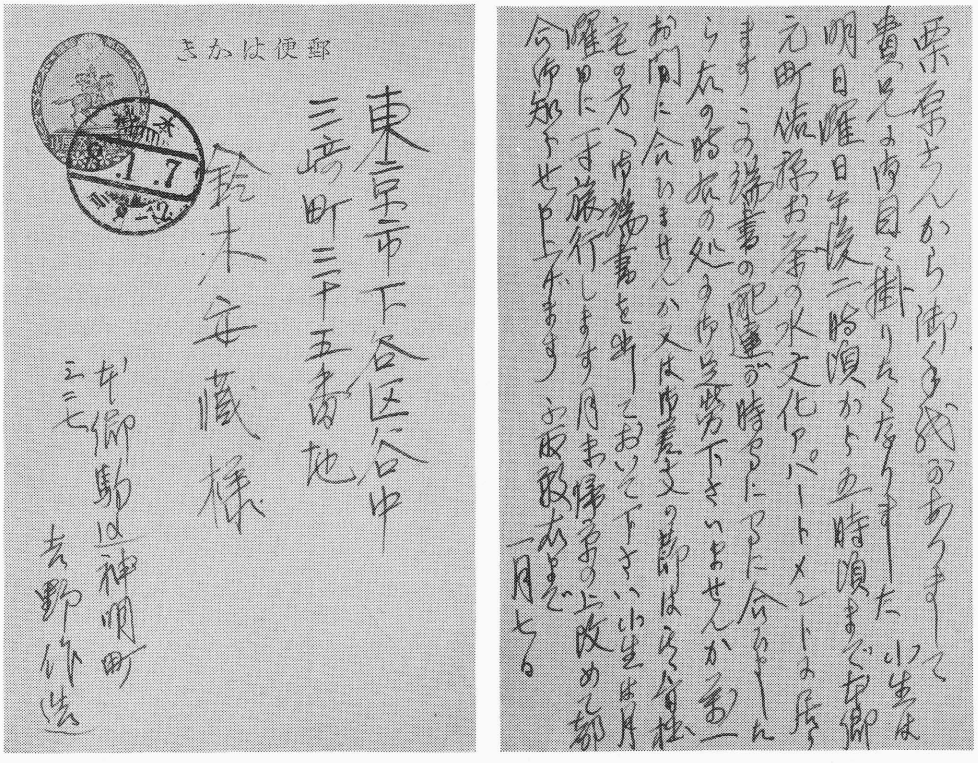

図4　吉野作造から鈴木安蔵にあてた葉書
1933年（昭和8年）1月7日（土曜日）づけ（吉野作造記念館所蔵）。
葉書文末で「一寸旅行」「月末帰京」といっているのは、賛育会病院への入退院の予定を意味する。

鈴木安蔵の回想によれば、この二時間ほどの面会[58]がのちの鈴木の研究に、はかりしれない影響を及ぼしたとしている。資料の閲覧に不自由で、頼るべき師もいなかった鈴木にとって、吉野の示唆と方向づけは多大なヒントと励ましになったという。

（六）吉野作造が暗殺された疑い

この面会の二カ月後、転地療養のため湘南サナトリウムに移った。その翌朝に、吉野作造は火災にあった。衝撃的なことに、これには放火と殺人未遂の可能性がある[59]。一九二四年ころ吉野は、大杉栄を暗殺した憲兵一派から「根を絶や」せなどと脅され[60]、一九二六年五月九日にも自宅を放火されていたからである[61]。

この転地先で火災にあった二週間後の、一九三三年三月一八日（土曜日）に、吉野作造は帰らぬ人となった[62]。享年五五歳であった。

三　憲法制定史の研究――尾佐竹猛と鈴木安蔵

（一）鈴木安蔵の憲法制定史の著書

一方、鈴木安蔵は、この一九三三年一月の吉野作造との面会で伝えられた視点と方法にしたがって、研究を進めた。吉野の遺稿となった『改造』の論文（前掲（47））の末尾には、ドイツと日本の憲政思想を比較すべきだという未完の課題まで示されていた。

鈴木安蔵は、この課題を実行した。鈴木は約二ヵ月半集中し[63]、その年一九三三年の六月に、本文四八二頁におよぶ初の著書『憲法の歴史的研究』（大畑書店）を刊行した。鈴木は一九三〇年以降準備し、この著書には資料集のように引用が多いにせよ、驚くべき刊行の速さである[64]。

この著書では随所に、吉野の助言が生かされている。まず何よりもこの著書は、フランスやドイツの憲法史と日本のそれとを比較する形がとられている。そして大日本帝国憲法の母法となった憲法の法思想的な系譜を、明らかにしようという意図をみることができる。つまり伊藤博文の調査と、小野梓などの諸流派の憲法思想を、政府側とその対抗勢力という軸のなかで描こうとしている[65]。さらに鈴木は、吉野がした「明治政治史の具体的分析を基礎とする憲法ならびに政治批判」[66]をする方法をとった。

鈴木はこの著書を、亡き吉野に献じた[67]。伏字を付したにもかかわらず、この著書は即日、発売禁止とされた[68]。それほど憲法制定史研究はタブーとされていた。

（二）尾佐竹猛庇護下の鈴木安蔵――明治文化研究会から憲政史編纂会へ

この一九三三年の鈴木安蔵の著書を、尾佐竹猛[69]が絶賛した[70]。序文で自著が批判されているのにである[71]。尾佐竹は吉野作造の没後、明治文化研究会を運営していた[72]。尾佐竹は鈴木を明治文化研究会に加え、いわば「研究事務局長」役にしたという[73]。

さらに一九三七年創設の衆議院憲政史編纂会の委員長になった尾佐竹は、鈴木をその中心にすえた[74]。この編纂会には尾佐竹により在野派の人が集められ[75]、そのなかで鈴木は自由に活動できた。鈴木はこの会の編纂委員の地位を利用し、高知の図書館で植木枝盛ら自由民権思想家の文書を書き写した[76]。

一九三七年一〇月、鈴木安蔵は論文集『現代憲政の諸問題』（泰山房）により、またもや出版法の「安寧秩序」違反で罰金刑の有罪とされた[77]（〈図1〉右、また注（134）、後述第四章（七）をも参照）。鈴木はこの有罪を理由に、一九三八年二月に衆議院憲政史編纂会に辞表を出した。鈴木は当然、控訴しようとした。しかし尾佐竹は大審院判事であったにもかかわらず、あるいは判事であったからこそ「早く事件から解放されたほうがよい」と鈴木を諭した。尾佐竹は当時五七歳、鈴木は三三歳であった。尾佐竹は衆議院当局に対し鈴木を擁護し、そのちも同じ勤務をさせ、同じ手当を支給させた[78]。こうして鈴木安蔵は、尾佐竹の庇護

のもとで憲法史研究に専念できたのである。

さらにこの衆議院憲政史編纂会の縁で、鈴木安蔵は岡義武（一九〇二―一九九〇）[79]から、吉野文庫[80]を利用する便宜を与えられた。[81]岡義武は吉野作造の弟子で、当時東京帝国大学法学部の助教授であった。[82]吉野が「読んでもらいたい」といっていた資料を、鈴木は利用できたのである。

（三）伊東巳代治文書の公開と整理――尾佐竹猛と鈴木安蔵の作業

一九四〇年、伊東巳代治の孫・伊東治正（一九一三―一九八一）[83]は、尾佐竹猛と鈴木安蔵に、制定史関係資料を自発的に公開した。[84]吉野作造のこだわっていた憲法制定過程の公開問題は、世代交代によって解決された。しかも吉野の明治文化研究会の段階で出版物の発掘や復刻であったものが、手書きの文書の調査や出版にまで拡張されてきていた。

こうして尾佐竹と鈴木らにより、戦時中にもかかわらず、資料整理と憲法制定史研究が着々と進められた。これらの作業は、戦後の鈴木安蔵の憲法案起草の準備にもなった。

（四）一九四一年憲法史研究会から第二次世界大戦後の憲法案へ

一九四一年、この伊東巳代治文書の整理作業が発展し、憲法史研究会が発足した。この憲法史研究会は、伊東治正をパトロンに、尾佐竹猛と鈴木安蔵によって結成された。この会には尾佐竹と鈴木のほか、全国の大学の名だたる憲法学者が加わった。[85]ハーバート・ノーマン（E. Herbert Norman, 1909-1957）も、会に参加していた。[86]ノーマンは日本史の研究家で、当時駐日カナダ公使館[87]の外交官[88]だった。この会では一九四四年夏に伊東治正が疎開するまで、毎月研究発表会が続けられた。[89]

この会の参加者が戦後の憲法制定に、それぞれなんらかの役割を果たしたといえる。[90]すなわち憲法史研究会にいて、戦後に政府の憲法問題調査委員会（いわゆる松本委員会）にはいったのが、美濃部達吉、宮沢俊義、清宮四郎、河村又介、佐藤功である。松本烝治国務大臣をふくめた一九人の同委員会委員[91]のうち、五人をしめている。しかもそのなかには、政府案をつくる中心となった宮沢俊義と、法制局にいて連合国軍最高司令官総司令部との折衝にあたった佐藤功がふくまれている。

このほかにも憲法史研究会にいた法学者が、戦後の憲法案の起草にたずさわった。佐々木惣一は一九四五年一一月ころ、内大臣府で近衛文麿らの憲法改正案の起草をした。[92]稲田正次は、みずからの案[93]と、憲法懇談会という団体の草案を起草した。[94]

これらのなかでも鈴木安蔵の起草した憲法研究会案が、最も自由主義的だという評価を、連合国軍最高司令官総司令部から得たのである。こうした結果からすれば、吉野作造の資料にもとづいた制定史研究と文化史を重視する態度は、鈴木安蔵の自由で豊かな視点を養ったといえるだろう。

四　一九四五年の憲法研究会への系譜

（一）鈴木安蔵と民定憲法

一九四五年の敗戦後、鈴木安蔵はこうした蓄積を背景に、憲法案制定の活動を開始した。それはあわただしく始められた。

ポツダム宣言第一二項にあった「日本の人々によって自由に表明された意思」により憲法制定をすることを、占領軍は義務づけられていた。[95][96]このため日本の民間人による、自主的な憲法制定が期待されていた。占領軍による検閲と同時に、世論の誘導に注目すべきである。

一九四五年九月二二日（土曜日）に、鈴木安蔵宅を旧知のノーマンが、従軍記者とともに訪れてきた。ノーマンは米太平洋陸軍幕僚部・防諜局（Counter Intelligence Section）にいた。[97]カナダ政府から、占領軍と米国国務省の日本派を監視する役割を期待され、派遣されていた。[98]ノーマンと従軍記者は、この訪問において鈴木に「国体」の根本的改革の必要性を示唆した。[99]

この訪問には、非常に重要な意味がある。連合国軍側の示唆や働きかけが、[100]日本の民間人の憲法案起草にあったというだけではない。大日本帝国憲法制定史についての自由主義的な研究活動が、新しい憲法案の起草作業へと結びつけられたのである。ノーマンは近衛文麿が戦争犯罪人であるとの報告書を書き、[101]カナダ政府の期待どおり鈴木安蔵が自由主義的憲法を起草する端緒を与えたのである。

鈴木安蔵は一九四五年一〇月中旬ころから、さっそく新聞、[102]ラジオ、[103]尾佐竹猛らとの座談会「新日本の民主主義」[104]などで、憲法改正の必要性を訴えた。

（二）総合雑誌『新生』を舞台にした憲法研究会

こうした鈴木安蔵の活動を、高野岩三郎（一八七一―一九四九）[105]がとらえた。高野は東京帝国大学法科大学で統計学を担当し、一九一九年に大原社会問題研究所[106]の初代所長になっていた。[107]高野は憲法研究会の設立を発案し、友人の室伏高信に呼びかけた。[108]評論家で編集者の室伏高信は、高野から話のあったその日から、会同人の人選と場の設定に動いた。[109]

室伏高信は明治大学法科中退で、初期の新人会に所属した。室伏は『朝日新聞』の記者や、総合雑誌『改造』の特派員などをへて、[110]一九三四年から九年間、総合雑誌『日本評論』[111]の主幹をつとめた。[112]戦時中、室伏の私宅を高野岩三郎がしばしば訪れたという。[113]五三歳になっていた室伏は、戦後いちはやく総合雑誌『新生』の創刊に参与し、[114]そこで政治分野の編集と執筆を担当していた。[115]

一九四五年一〇月一八日（木曜日）発行[116]の『新生』創刊号は、三六万部[117]印刷され、二―三日で完売になったという（〈図5〉参照）。[118]同誌の発行でえられた潤沢な資金、高額原稿料による人脈、そして一等地の会場が、憲法研究会に利用された。[119]

（三）日本文化人連盟と隣接した憲法研究会——鈴木安蔵への働きかけ

鈴木安蔵らの憲法研究会は、やはりこの総合雑誌『新生』を母体とした日本文化人連盟[120]という団体から、分岐する形[121]で設立された。この日本文化人連盟は「民主主義原則に基いた新日本文化の建設、東西文化の交流など」を事業としてかかげていた。[122]

この日本文化人連盟の創立準備委員会[123]の開かれた一九四五年一〇月二九日（月曜日）に、別席で憲法研究会設立の話が、当時満七四歳の高野岩三郎から満四一歳の鈴木安蔵にもちかけられた。鈴木安蔵の日記には、つぎのように記されているという。

一九四五年一〇月二九日（月曜日）鈴木安蔵・日記[124]

丸の内常盤家（ママ）に至る。文化連盟の創立準備委員会——夕刻よりアメリカ記者団との会見。八時散会。［中略］高野岩三郎博士より、民間憲法改正案の研究を急速に開始すべしとの提案あり——室伏氏その他に相談、直ちに開始することにする。老博士の意気壮とすべし。

この鈴木安蔵が中心となって、民間憲法案が起草されたのである。

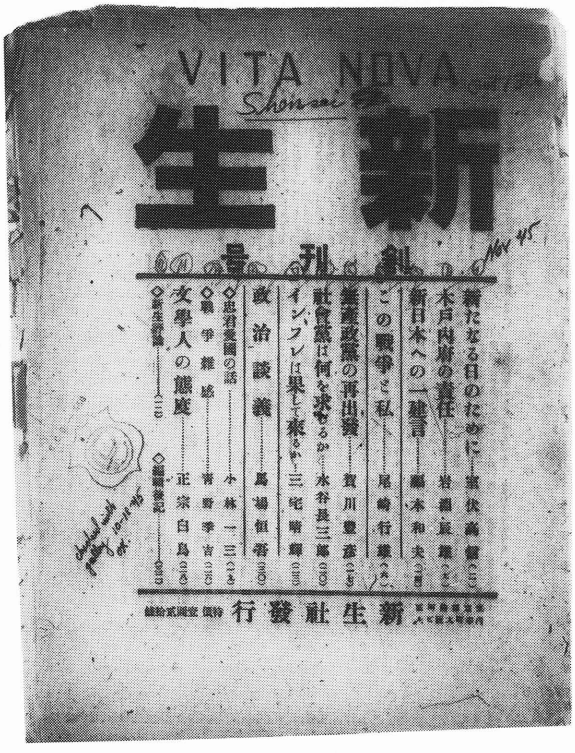

図5　雑誌『新生』創刊号の検閲をへたゲラ刷（galley）の表紙（メリーランド大学プランゲ文庫所蔵）
室伏高信、岩淵辰雄、馬場恒吾の3人が憲法研究会の同人である。左に“10-18-45”と書き入れられているのは、検閲通過日を意味する。

（四）評論家・室伏高信を中心にした憲法研究会同人の人選

主役のきまったあと、室伏高信は評論家仲間の岩淵辰雄（いわぶちたつお）（一八九二—一九七五）[125]とも相談して、憲法研究会の同人[126]を選んだ。

高野岩三郎の人脈からは、高野の弟子で東京帝国大学経済学部を追われて大原社会問題研究所所員となった、森戸辰男（一八八八—一九八四）[128]が加わった。森戸は論文

「クロポトキンの社会思想の研究」を問題とされた、一九二〇年の森戸事件の被告人である。森戸事件では師・高野が援護し、[129] 憲法研究会同人となった室伏高信や杉森孝次郎が、森戸支援の演説をした因縁がある（冒頭の〈図1〉左）。[130]

その文芸評論家・杉森孝次郎（一八八一―一九六八）[131] は、戦時中に日本評論家協会などで室伏高信と行動をともにしていた。[132]

以上の六人のほか、最終案には一九四五年一〇月の第一次読売争議で読売新聞社社長となった、馬場恒吾（一八七五―一九五六）が署名している。馬場は首相だった近衛文麿をめぐり、室伏と交流があり近所づきあいをしていた。[133]

このように憲法研究会をめぐる人の輪は、言論の自由や学問の自由を求める戦前からの活動のなかで培われてきたものといえる（冒頭〈図1〉左）。そして憲法研究会は『中央公論』などに寄稿していた労農派の論客が、[134] 第二次世界大戦後の日本社会党結党の動きのなかで再結集したとも位置づけられる。[136] 憲法研究会は七割の日本社会党と三割の日本共産党の関係者による構成だと、米国側に説明されていた。[137]

（五）憲法研究会案の起草と米国の対応

憲法研究会では一九四五年一一月五日（月曜日）に、初回の会合がもたれた。これは高野岩三郎に声をかけられてから、一週間で会を発足させたという室伏の回想と一致する。[138]

そしてこれらの活動は、一九四五年一一月一三日（火曜日）づけ書簡（despatch）第五〇号で、ワシントンの国務省に報告されていた。[139] そこでは一九四五年一一月七日（水曜日）に、森戸辰男が米国政治顧問事務所（注（100）参照）のエマーソン（John K. Emmerson）との会談で語った見解が報告されている。森戸は、憲法改正、大学改革、政党、日本の将来の発展について語ったという。憲法改正について、森戸は日本文化人連盟が憲法改正の検討を開始すると説明し、政府委員が技術的な法学者であることを批判した。森戸が占領軍の応援をえて、政治的に行動したといえる。それとともに、米国側が日本側の意見を聴取し、同時に誘導していたことがわかる。この書簡第五〇号は後述する一九四六年一月二日（水曜日）づけの書簡第一五三号（注（145）参照）で言及されている。憲法研究会案などの憲法案が、一連の「任務（Mission）」として、[140] 意識的に報告されていたことがわかる。

一九四五年一一月五日（月曜日）の憲法研究会の初会合から、一九四五年一二月にかけてほぼ毎週、総合雑誌『新生』の発行元である新生社で検討会が開かれた。[141] そこで討議したことをもとに、鈴木安蔵が憲法案を作成した。[142]

成案は一九四五年一二月二六日（水曜日）に首相官邸と記者団に発表され、[143] 総司令部にも提出された。[144] 新聞掲載は一九四五年一二月二八日（金曜日）だった。

占領軍側は、憲法研究会案を即刻英訳した。そして簡潔な説明をつけ、一九四六年

一月二日（水曜日）づけの書簡第一五三号[145]として、米本国のバーンズ国務長官に空輸した。同じ日に、当時の日本の各政党の天皇制に対する意見などについての書簡が、ほかに三通も送られていた。[146]

ワシントンでは、国務陸海三省調整委員会（SWNCC; State-War-Navy Coordinating Committee）という機関が、政策を決定していた。一九四六年一月四日（金曜日）の同委員会の会議で、その第二二八号文書「日本の統治機構の改革（Reform of the Japanese Governmental System）」を修正のうえ確定した。[147][148]この文書は日本の新憲法制定につき、守るべき大枠を定めたものである。軍の意見をいれ修正のうえ決定されたこの文書が、確定的なものとしてマッカーサーのもとに送付された。この決定や送付に、憲法研究会案が影響した可能性がある。

同時に占領先の日本でも、憲法研究会案が詳細に検討された。それは統治局法規課長のマイロ・ラウエル（Milo Rowell）によって、おこなわれた。そして一九四六年一月一一日（金曜日）づけの報告書となった。[149]ラウエルは、憲法制定準備の中心人物であった。

米国側は憲法研究会案などをもって、ポツダム宣言第一二項をみたしたと判断できた。[150]憲法研究会案は基本的な自由を保障し、かつ平和的で責任ある新しい政府樹立のための「日本人による自由な意思の表明」と評価するに、足りるものであった。

このように鈴木安蔵らの憲法研究会の案は、内容のみならず手続的にも、占領軍の憲法案起草を決定する要因になったとも考えられるのである。

（六）憲法研究会の特色と評価——法の外からの視点

この憲法研究会とその草案起草作業には、つぎのような特色がみとめられる。

第一に、憲法研究会に純粋な法学者はいなかった。[151]鈴木安蔵も経済学部中退である。大学での専門分野や政党などの枠にも、拘束されていなかった。憲法研究会は、総合雑誌の「評論欄」への寄稿者と編集者の人脈によっていたといえる。同時に憲法研究会は、総合雑誌の「創作欄」に寄稿するような日本文化人連盟の人たちと、隣り合うような形だった。[152]それゆえ憲法研究会案は、法学の外にいる「文化人」の意見をとりいれることができた。[153]そのために、自由主義的になりえたといえよう。

第二に、憲法研究会では長老の高野岩三郎が、会長役のようであった。しかし必ずしも「会長」という肩書きなどが、つけられていたわけではない。むしろ平等な立場において、自発的に参加する「同人」[154]の関係であった。明治文化研究会や憲法史研究会に参加していた鈴木安蔵は、その雰囲気[155]を立案に生かしたともいえよう。

第三に、この草案起草の手続が、よくも悪くも日本的あるいは東洋的なものだったといえる。憲法研究会案の起草過程においては「同人」のあいだの「和」が尊重された。[156]それゆえ同人のあいだで意見のわか

れた刑事上の人権規定など、最終案では削られてしまうものがあった。[157] そのために憲法研究会の案は、一部で「官」を統御する力の弱いものになった。[158] 憲法研究会の討議における議事進行規則と議事運営のうえでの暗黙の了解が、この憲法案の質に影響を与えた。[159]

日本では欧米のように多数決での採決方法が徹底されず、討論の文化や会議進行規則が普及していない。[160] つまり問題になることこそ詳細にきめる欧米の法文化と、日本のそれとは異なるといえる。

（七）植木枝盛の案の系譜——鈴木安蔵の著書の英文抄録

この憲法研究会のほか鈴木安蔵自身も知らないところで、日本国憲法への系譜があった。すなわち本稿第三章（二）でふれた鈴木の一九三七年の論文集『現代憲政の諸問題』の一部の英文抄録が、つくられていたことである（冒頭〈図1〉右）。[161] それは論文集冒頭の『中央公論』初出の論文「日本独特の立憲政治」であった（なお当時の『中央公論』につき、注（134）参照）。

鈴木はその論文で、大日本帝国憲法の欠点をかかげ、[162] 植木枝盛の一院制などの主張を引用していた。この一院制は、鈴木安蔵が植木枝盛を紹介したために、連合国軍最高司令官総司令部の案になった可能性が高い。[163] この英文抄録を、連合国軍最高司令官総司令部・統治局行政部法規課長のラウエルが、参照していた。[164] したがって鈴木安蔵の問題提示や植木枝盛の主張は、議会重視など基本的な枠組みにおいて、統治局の方針に影響を与えた形跡がみられる。

このように当時発売禁止とされた鈴木安蔵の論文集は、戦後に日の目をみたともいえる。そして明治の自由民権思想は、鈴木の紹介によって占領軍に知られることになった。日本国憲法は米国による単一の脈だけではなく、重層的に形成されたといえる。

五　民定憲法とデモクラシー

（一）憲法研究会案の実現のどあい

従来の研究のように直接的な系譜だけをみれば、連合国軍最高司令官総司令部による案が、日本国憲法の淵源となった。[165] マッカーサーたちは、一九四六年二月四日（月曜日）からの九日間で事実上の案をつくった。これは一九四六年二月二六日（火曜日）設置の極東委員会からの介入を排除し、天皇制を維持するためのものであった。[166] この作業は、米本国政府にさえも極秘にされた。[167] 米本国政府は憲法案の大枠を指示したにせよ、一九四六年三月六日（水曜日）の公表後に起草作業自体を知らされ、これを追認したにすぎない。[168]

（二）憲法研究会案の実現とその限界

このような事情で、憲法研究会の案が日本国憲法に生かされるためには、いくつもの難関があった。それは、つぎの五段階にわけて説明できる。

第一に、憲法研究会自体の討議のなかで、異議のでた条文が削られがちだった。その結果として、人権規定が不足する場合もあ

表1　憲法研究会案と日本国憲法

項目＼案など（年月日）	憲法研究会草案要綱（45/12/28）	総司令部第1次案[a]（46/2/6-8）	総司令部最終案（46/2/13）	日本国憲法（46/11/3）	世界人権宣言（48/12/10）
(a) 芸術の自由	○8	×17	×22	×23	△27①
(b) 創作者の権利	○53	○33	×(24)，27	×29	○27②
(c) 公共の福祉の制限	○なし	△あり3，5	×あり12	×あり13	△29②
(d) 情報を受ける権利	×なし	×14，34	×20	×21	○19
(e) 人権侵害立法禁止	○8	△18[b]	×20	×25②	○28
(f) 女性の権利	○16	◎18-20	○23	△24	○16，25
(g) 人権保障の目的	○18	◎4，27	○24	△25	○29①
(h) 一院制	△二院制20	○2	○41	×二院制42	－
(i) 国会の秘密会	○25	○不可18	○53	×可能57	－
(j) 内閣法案提出権	？なし19	△拒否権7	×あり64	×あり72	－

注釈。数字は第何条かを示す。◎○△×は自由やデモクラシーからみての評価で、下波線はとくにそれらが充実したものを示す。

[a]：*Hussey Papers*, 24-G-2，24-C-2，24-E-1.

[b]：手書きで追加された第18条。

った（前述第四章（六）参照）。

第二に、連合国軍最高司令官総司令部統治局において、第一次試案を起案した若手局員のうち、憲法研究会案を参照していない者もいた（注(180)と(181)参照）。

第三に、同局の幹部が若手局員の起案した人権、あるいは憲法研究会にあった自由や権利をかえって制限する方向で、最終案をまとめた[169]。とくに最も影響力のあった幹部チャールズ・ケーディス（Charles Kades）は、開発独裁型の政府を容認していたともいえる[170]。幹部ラウエルも憲法制定の準備段階で、言論の自由などを「占領軍の安全と矛盾」しない限りで保護するとしていた[171]。占領軍の安全は「公共の福祉」による制限の形で、占領後にまで残ってしまった。

第四に、日本政府の側の抵抗にあって、人権[172]や民主制[173]や人権保障の究極的目的[174]などにつき、削られるものがあった。

第五に、明治期や戦時中のデモクラシーに反する法令が、そのまま残される場合が

多かった。[175]

このように、憲法研究会にあった自由の思想が、完全に日本国憲法に生かされているとはいえない部分もある。[176] とくにここで述べた第三段階以降の問題は、現在でも未解決だといえる。

（三）制限された権利と自由

それゆえここでは、鈴木安蔵らの憲法研究会案と連合国軍総司令部案ないし日本国憲法の規定を比較し、憲法研究会案が生かされていない点を中心に検討する。憲法研究会には「文化人」としての参加が多かった。それだけあって、文化についての保護を厚く規定するという特徴をもっていた。

まずその第六条にあたる条文[177]に「言論学術芸術宗教の自由」というように「芸術の自由」がふくまれていた。しかも、これらの「自由を妨ぐる如何なる法令をも［立法府と行政府は］発布するを得ず」と、具体的かつ強く規定されていた。これは一七九一年米国憲法修正第一条が模範とされたことによる（以上〈表1〉の（a））。同時に、憲法研究会案の第五三条には「精神的労作著作者発明家芸術家の権利」の保護がふくまれていた（〈表1〉（b））。[179] このように量的に非常に短い憲法研究会案にさえ、（a）の「芸術の自由」と（b）の「創作者の権利保護」が規定されていた。

ところがこの「芸術の自由」も「創作者の権利保護」規定も、連合国軍最高司令官総司令部統治局でつくられた案には、いれられなかった。[180]（a）の「芸術の自由」は、若手の統治局員の起案した第一次試案の段階からふくまれていなかった。[181] 同局の幹部たちは「学問の自由」を限定的にとらえていたのである。[182] さらに（b）の創作者の権利保護規定は、最終段階で意図的に削除されてしまった。幹部ケーディスが、創作者保護は「国際関係が関わってくる」ため不要だと主張したことによる。[183]

他方で統治局の幹部ケーディスは、現行日本国憲法第一三条にあたる規定[184]に「公共の福祉の範囲内において（within the limits of the general welfare）」という基本的人権を制限する句を挿入した（〈表1〉（c））。[185] このように日本国憲法における人権規定は、憲法研究会案よりも少なく、内容的に限界をもつ点もある。詳細は別稿で論ずる。

（四）比較法――早すぎた日本国憲法

比較法的にみて（b）の創作者保護規定を憲法にもたない国は、むしろ少数派である。[186] これは一九四六年の日本国憲法が、一九四八年世界人権宣言よりも早く、そのの改正がなかったことに起因している。同様に「情報や思想を求め、受ける権利」も規定されていない（〈表1〉（d））。

これらの事実からは、鈴木安蔵らの憲法研究会案にあったものを復活することも考えられる。すなわち（a）の「芸術の自由」、（b）の「創作者の権利保護」、（d）の「情報や思想を求め、受ける権利」（あるいは「知る権利」）を憲法にふくめ、（c）の「公共の福祉」によって基本的人権を制限する句を削除すべきだという立法論もで

てくる。さらに憲法研究会案の自由規定にあったように「立法府も行政府も自由や権利を侵害する一切の法律や命令を制定してはならない」というように具体的に禁止することも求められよう（〈表1〉の（a）および（e））。

（五）戦後の民主政治と憲法――「民定」憲法の性格

鈴木安蔵らの憲法研究会など敗戦直後に結集した力が、第二次世界大戦後の日本のデモクラシーの原点になったことを指摘できる。一九四六年にはいり、鈴木安蔵らの憲法研究会は日本文化人連盟と連携しつつ、憲法制定会議の必要性を訴えたという。[187]「憲法を自分たちの手で制定していこう」[188]とする回路の形成こそが、政党政治を実質的に基礎づけたといえる。

一九五五年体制における日本社会党の左派と右派の合同も、自由党と民主党の合同による憲法改正の動きを阻止しようとしたものであった。その意味で制憲権力の問題は、戦後の日本の政治に最も重要な役割を果たしてきたといえる。そしてその状況は、現在も変わっていない。

（六）立法論への展望とその方法

これからの憲法のありかたを展望するとき、本稿でみてきた明治文化研究会や憲法研究会が蓄積してきた経験と思想が、役にたつだろう。それを憲法制定（憲法のつくり方）[189]についての、経験則あるいは教訓としてつぎに定式化しておく。

第一に、憲法は歴史の所産でしかありえない（注（165）参照）。それゆえ歴史的な事実が、ときに憲法の正しさを補強する。その際、歴史的事実のどれをどのように並べるかが鍵になる（注（21）参照）。都合のよい史実だけが、都合よく並べられることもあるからである。「こうして編纂される正史を反証していくための情報を公開しない組織体は、大破局にみまわれる」（注（38）参照）。なぜなら矛盾や制度疲労を、解消することができないからである。

第二に「決まりがつくられた理由と状況の歴史的な探求は、それ自体が新たな決まりをつくるための準備行為になりえる」（注（90）参照）。だから自由な決まりをつくるためには、真実の自由な探求が必要である。世界のなかでの日本という自意識をもち、自国の法文化を当然の前提としないことが、自由な発想をうむ（注（105）参照）。同時に、自由を抑圧されたという経験は、自由を保障する憲法へと結晶化される（注（130）参照）。抑圧された体験は、統治する側にはありえない。

第三に、憲法は官僚や法解釈学者のなかだけから、でてくるものではない。むしろ法学の外にいる人の感覚をいれることが必要だといえる（注（153）参照）。思想は一人で実現されるのではなく、互いに触発しあうことで能動的になる（注（155）参照）。こうした「異なる分野の人の間の意見をまとめていくときの、日常的な話しあいにおける決まりが、憲法の質をきめる」（注（159）参照）。自分たちがつくった決まりでなけ

れば、その後のデモクラシーを保障できない（注（188）参照）。外国の憲法を単純に移植するだけではすまない。

第四に、これらの結果としての「憲法の一語一語は、その時代と将来のその国に住む人々の人生を大きく左右する」のである。[190]

それゆえ、憲法を制定しようとする者に課せられる社会的責任は、非常に大きい。そのことを鈴木安蔵の人生は、教えてくれるように思われる。一九五一年に静岡大学の教員となった鈴木安蔵は、日本国憲法第九条の改正の動きを鋭く批判し続け、一九八三年八月七日（日曜日）、満七九歳でその生涯を終えた。郷里小高町と小平霊園のほか、東京青山霊園内の「解放運動無名戦士墓」に合葬されている[191]（〈図6〉参照）。

六　おわりに

「大正デモクラシー」と呼ばれる活動は、限界をもつものであった。それは一九二五年の治安維持法以降の、全体主義の台頭を阻止できなかった。しかし他方で大正デモクラシーの運動は、明治文化研究という広い視点とその同人的な活動を経て、戦時中の憲法制定史研究へと継承されたといえる。

本稿ではこの一九二〇年代からのデモクラシーを求める活動から、第二次世界大戦後へのいくつかの系譜をたどってきた。

第一に、吉野作造から尾佐竹猛を介して、鈴木安蔵にいたる憲法制定史研究の系譜を明らかにした。明治文化研究会では、広い視点から憲法制定史がとらえられ、資料収集が重視された。この方法と課題は、鈴木安蔵の研究へと受けつがれた。吉野の示唆により鈴木は、ドイツの君主主義的な憲法理論が、一八八九年大日本帝国憲法制定において継受されたことを具体的に解きあかした。戦時中の鈴木安蔵の憲法制定史研究は、民定憲法案作成の準備期間であったとさえいえる。明治文化研究会、憲法史研究会から、戦後の憲法研究会へのつながりがあった。

第二に、一九二〇年森戸事件を契機とする人の輪や、戦後の総合雑誌『新生』を舞台とした文化人たちとのつながりが、憲法研究会に生かされた。こうした場で出された意見が、鈴木安蔵によって法の言葉に「翻訳」されたといえる。このような第二次世界大戦後の憲法研究会に結集していった人脈の形成は、戦前からの総合雑誌での活動の蓄積なしにはできないものであった。こうした意味において、一九二〇年代からの活動は日本国憲法に生かされたといえる。

第三に、他方でこうした憲法研究会案が、現行の日本国憲法に十分に生かされたとはいえないことをも指摘できる。実現されなかった自由やデモクラシーの規定を、回復することも課題として浮上する。さらに一九四六年日本国憲法は、一九四八年世界人権宣言より制定が早かったため、人権規定が不十分だともいえる。

再軍備を防止するための「護憲」運動の経験から、これまで日本国憲法の短所を指摘することは禁忌とされてきた。その手続的な短所だけが、一人歩きすることをさけなくてはならない。しかしそのうえで日本

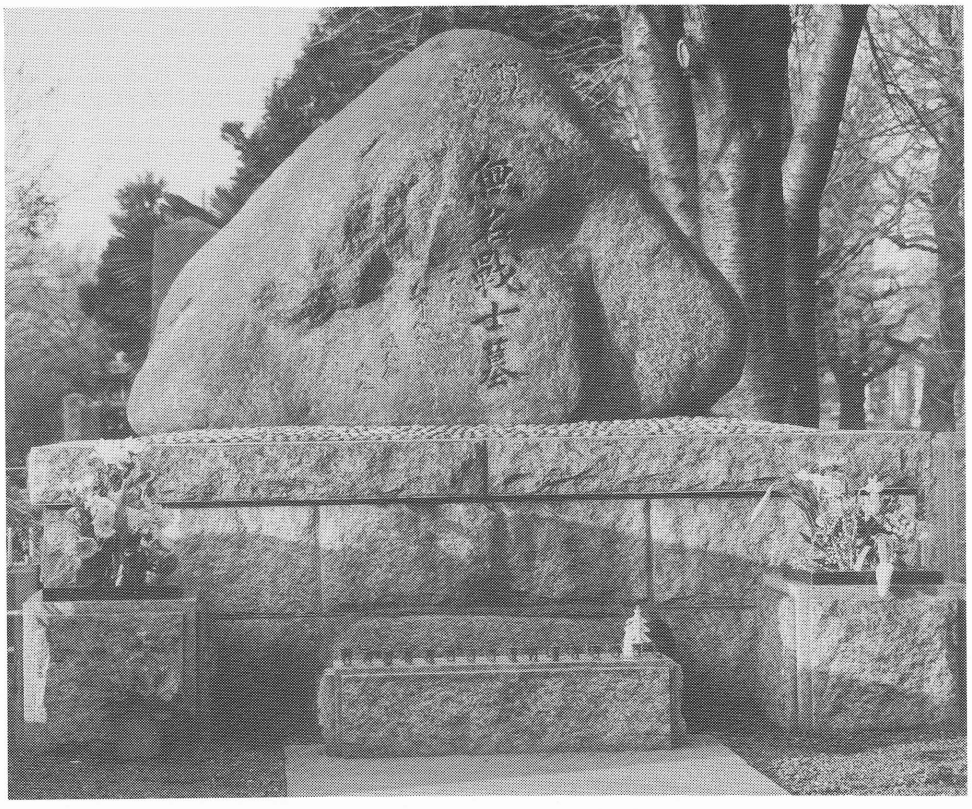

図6　鈴木安蔵が合葬されている「解放運動・無名戦士墓」
（東京都港区の青山霊園内、筆者撮影）
数千人が合葬されているので、基壇が高くなっている。

国憲法の内容に限界があることにつき、言及を回避ばかりしてもいられないと考えられる。

それだからこそ、これまで日本に蓄積されてきた「デモクラシー」の思想と活動の系譜をほりおこしておくことは、非常に重要だと考えられるのである。

謝辞

本稿は国際日本文化研究センター共同研究「大正期総合雑誌の学際的研究」の、一九九九年七月一七日（土・山鉾巡行日）の研究会での口頭発表の前半部分を、加筆修正したものです。共同研究代表・鈴木貞美教授および参加者からの、適切なご質問、ご指摘に感謝いたします。同時に田沢晴子（注（44））、Amy Wasserstrom（注（116））、Beate Sirota Gordon（注（150））、鈴木昭典（注（167））、鹿島理智子（鈴木安蔵ご遺族）、John Bowden、東京大学明治新聞雑誌文庫の永嶺重敏、藤井祥子、ミシガン大学のKenji Niki、抄録校閲をして下さった図書館情報大学

Dr. Denise D. Brown の各氏、およびご示唆をいただいたメリーランド大学 Theodore Hart McNelly 名誉教授、同 Marlene Mayo 準教授、帝京平成大学金子務教授および東京大学浜田純一教授に謝意を表します。この論文を Yale Law School の故 Ralph Sharp Brown 名誉教授（1913-1998）に献じます。言論法演習での原の発表で、言論にたいする暴力への抗議の必要性を指摘してくれました。なお本研究は一部、文部省国際学術研究「戦後図書館政策に対する米国図書館思想及び実践の影響過程についての実証的研究」（代表・根本彰東京大学助教授）の補助を受けたものです。

注釈

（1）英文では“General Headquarters of Supreme Commander of the Allied Powers”となる。ただし同じ部署や同じ人が、米太平洋陸軍最高司令官の総司令部（GHQ / CINC,AFPAC; General Headquarters of Commander in Chief of Army Forces in the Pacific）の立場で活動することもあった。竹前栄治『GHQ』岩波書店、一九八三年、八八頁。さらに「GHQ」が、連合国軍最高司令官総司令部統治局（次の注（2）を参照）だけをさすこともある。Ray A. Moore and Donald L. Robinson, *The Japanese Constitution; A Documentary History of its Framing and Adoption, 1945-1947* (CD-ROM, Princeton University Press, 1998), “Glossary.”憲法制定はポッダム宣言の重要事項で、降伏文書にいう「連合国」の全体にかかわる。それゆえ憲法制定は連合国軍としての活動になる。ただ「総司令部」（あるいは「GHQ」）とだけいえば、連合国軍と米軍のどちらをさしているかあいまいである。米国は自国以外の連合国の介入を排除したかったので、そのほうが都合がよかった。他方日本側には、律令時代より最高権威に言及しない「避諱（ひき）」の法文化があった。米国は検閲もでき、これらの事情であいまいな表現が普及したとも考えられる。なおより一般的には、一八九九年締結一九〇七年改正のハーグ陸戦規則という国際法が「占領」という行為を規定している。この視点からは「占領軍」の語が適している。本稿でも、文脈や意味の相違により使い分けた。

（2）従来は「民政局」と訳されてきた。同局は、韓国の軍政（Military Government）と日本の民政（civil government）を担当した。“General Orders No. 8, 2 October 1945.” Government Section, Supreme Commander for the Allied Powers, *Political Reorientation of Japan, September 1945 to September 1948: Report of Government Section, Supreme Commander for the Allied Powers* (Washington, D.C.: Government Printing Office, [1949]), p. 796. したがって「統治局」「政府局」などと訳せる。日本の官庁に対応させるため、「官房」「総務局」などのほうが想像しやすいかもしれない。

（3）この日は「謝肉祭」翌日の「灰の水曜日（Ash Wednesday）」であった。つまり「大斉節、四旬節（Lent）」という謹慎期間の初日である。カトリックや聖公会の信者は、この日教会にいって額に

灰で十字架を書いてもらい、懺悔の象徴とする。数週間肉を食べない原則なので、前日を謝肉祭として祝う。謝肉祭の日と灰の水曜日は、復活日にあわせ毎年移動する。*Book of Common Prayer ... According to the Use of the Episcopal Church* (New York; The Church Hymnal Corporation, 1979), pp. 21-22, 880-885. マッカーサーらは大斉節の前に、草案起草に決着をつけたかったと考えられる。

(4) 憲法調査会『憲法制定の経過に関する小委員会報告書』大蔵省印刷局、一九六四年、三〇八－三一四頁。

(5) ここで「戦前」とは、ほぼ「戦間期(interwar period)」をさす。本稿では時代区分よりも、ある過去の時点 t_2（本稿の場合、戦後）を、それより少し前の時点 t_1（本稿で戦前）からみるという方法のもつ重要性を優先させる。なお「大正」という天皇制由来の時期区分と「デモクラシー」という概念は矛盾をふくむ。このことについて、竹村民郎（たみお）『大正文化』講談社、一九八〇年、一九三頁。竹村は大正デモクラシー運動の過大評価自体をいましめる。

(6) 没年につき『朝日新聞』一九八三年八月一六日（火）二一面、訃報。

(7) 本稿には、国法学の末岡精一－一木喜徳郎－（Georg Jellinek－）美濃部達吉－宮沢俊義－芦部信喜の関係がある。同時に政治史の小野塚喜平次－（Georg Jellinek－）吉野作造－岡義武－三谷太一郎の関係がある。前者の系列は、君主主権を強調する憲法学の（Rudolf von Gneist－伊藤博文－）穂積八束－上杉慎吉の学派と対立した。注（48）参照。

(8) 「旧版あとがき」三谷太一郎『新版・大正デモクラシー論』東京大学出版会、一九九五年、三三六頁。一九七四年の初版、二九一頁。同書ないし三谷太一郎「吉野作造の明治文化研究会」『国家学会雑誌』（第八三巻第一・二号、一〇〇－一三七頁、一九六九年）は、この課題の先駆的業績である。

(9) 大久保利謙「憲政記念館と憲政資料室・国立公文書館」衆議院憲政記念館編『憲政記念館の二十年』衆議院憲政記念館、一九九二年、一九頁。

(10) つぎの追悼シンポジウムでの報告が、最も優れている。色川大吉「自由民権運動と鈴木安蔵」、渡辺治「ファシズムの時代の鈴木憲法学の形成」星野安三郎ほか編『日本憲法科学の曙光――鈴木安蔵博士追悼論集』勁草書房、一九八七年、三－一二八頁。竹内昭夫ほか『新法律学事典』（第三版、有斐閣、一九八九年）にふくまれていない。一般においてのみならず、法学部生に教えられていると限らないのである。憲法制定史や立法論の授業が必要だろう。吉野作造の講義の試みにつき注（47）、尾佐竹猛の講義につき、注（69）参照。

(11) たとえば古関彰一『新憲法の誕生』（中央公論社、一九八九年、本稿では文庫版、一九九五年から引用）四七頁。有山輝雄『戦後史のなかの憲法とジャーナリズム』（柏書房、一九九八年）では、新聞を中心としたためか言及がない。

(12) たとえば宮沢俊義『憲法Ⅱ』新版、有斐閣、一九七四年（初版は一九五九年）、六二頁。淵源であっても宗主国でもない米国からの単線的な系譜だけで説明することは、地域研究としての日本研究にとって、大きな問題だといえる。

(13) 古関、(11)や五百旗頭真『米国の占領政策（上・下）』（中央公論社、一九八五年）、John W. Dower, *Embracing Defeat: Japan in the Wake of World War II* (New York: W. W. Norton, 1999) などが現在の最前線といえる。

(14) 岡義武『吉野作造評論集』岩波書店、一九七五年、三一一頁。朝日新聞百年史編集委員会『朝日新聞社史・大正昭和戦前編』朝日新聞社、一九九一年、二四一頁。

(15) たとえば『新旧時代』創刊号の巻頭論文、関野貞「明治記念博物館の設立を望む」『新旧時代』〔第一年〕第一冊、四頁（一九二五年）など。吉野は重要書類を除き、蔵書を焼失した。『吉野作造選集』第一四巻、岩波書店、一九九六年、三二一頁。なお、三谷、一九九五年、(8)、一六九頁。木本至『評伝宮武外骨』社会思想社、一九八四年、四七六頁。

(16) 一八八五年に改名し、戸籍名が「宮武外骨」である。一九二一年に姓が差別と天皇制の原因だとして、私家版雑誌『一癖随筆』で「廃姓」を広告した。木本、(15)、一四、四六五頁。

(17) 宮武外骨「明治文化研究会の満十周年」『明治文化』第八巻第二号、一頁（一九三五年）。設立準備会合は吉野宅でおこなわれた。外骨は一九一九年に吉野とあい、雑誌『民本主義』を創刊した。古書収集が二人をひきつけ、外骨は法学部臨時嘱託とされた。一九二五年には明治新聞雑誌文庫の創設計画が、もちあがりつつあった。吉野孝雄『宮武外骨』河出書房新社、一九八〇年、二四七頁。木本、(15)、四二七、四七六、四九九、五一〇、五二七頁。山下恒夫『石井研堂』リブロポート、一九八六年、二二七頁。

(18) 『新旧時代』〔第一年〕第一冊、前付四頁（一九二五年）。これは毎号かかげられている。

(19) 帝国図書館の分類。稗史などの「乙部」図書は閲覧禁止であった。明治文化研究会が対象とした錦絵など「丙部」資料は、検閲から回付され廃棄された。原秀成「戦後改革と納入制度――出版物と電子情報の間隙」『出版研究』第二八号、七七頁（一九九八年）。

(20) 文部省維新史料編纂会が一九一一年に設立され、一九三一年までのあいだ『大日本維新史料稿本』が作成されていた。明治文化研究会同人の藤井甚太郎は、一九一四年から維新史料編纂会事務局にいた。『人事興信録』第一八版、人事興信所、「ふ」の部二九頁。藤井は『日本憲法制定史』（国史講習会、一九二二年）を出版した憲法制定史研究の先駆者である。大久保、(9)、一〇頁。

(21) 「歴史の編纂は法の編纂になりえる」（憲法制定についての本稿の経験則）。これを本稿の教訓あるいは経験則として定式化しておき、本文最終部分の第五章（六）で総括する。歴史哲学あるいは法哲学上の命題として、その意味を考察することは別稿の課題とする。この経験則は中国の歴代正史編纂事業や近代革命後の政権に、顕著である。日本では『法令全書』や、この時期の『大日本維新史料綱要稿本』の編纂がこれにあたる。これらにつき、原秀成「新聞錦絵と錦絵新聞――その出版状況と構造の変化」近代日本研究会編『年報近代日本研究一二・近代日本と情報』山川出版社、一九九〇年、九一頁の注45。

(22) これは大誠堂から一九三四年に出さ

れた。このほか幕末の『新聞薈叢』（岩波書店、一九三四年）、あるいはErnest Mason Satow, *The Jesuit Mission Press in Japan, 1591-1610* (London: Privately Printed, 1888) に「日本邪蘇会刊行書志」という解題をつけ復刻したもの（警醒社書店、一九二六年）などがある。これらにつき、藤田幸男「恩師雨華先生」『尾佐竹猛全集・第一三巻・賭博と摸掏の研究』実業之日本社、一九四八年、三一〇頁。また高橋邦太郎の発言。木村毅、大久保利謙ほか「座談会・維新史研究の歩み（第二回）――明治文化研究会をめぐって」『日本歴史』第二四七号、六頁（一九六八年）。

(23) 鈴木安蔵『憲法学三十年』評論社、一九七二年、四一頁。上野の帝国図書館も日比谷の図書館も入館は有料であった。なお鈴木は初出論文をのちに書きかえるので、典拠の選択に注意を要する。

(24) 鈴木安蔵「思ひ出の旧師たち――河上、土井、吉野の諸先生」『書物展望』第七巻第九号、一四九頁（一九三七年）。鈴木安蔵は、憲法制定への道筋をつけた岩倉具視の『岩倉公実記』が、上野の帝国図書館にも、日比谷の図書館にも所蔵されていなかったとする。ところが帝国図書館『帝国図書館和漢図書書名目録・第三編』（帝国図書館、一九一三年、五一頁）をみると多田好問編、香川敬三閲『岩倉公実記』（皇后宮職、一九〇六年）がのせられている。鈴木は「索引カード」を利用したという。鈴木、(23)、四一頁。それゆえ『岩倉公実記』などが「索引カード」から除外され、刊本の『帝国図書館和漢書書名目録』も「事務用」とされていた可能性もある。鈴木の書き方やこだわり方からして、探し方が悪かったとも思えない。

(25) そのほか会には「賛助員」として、作家の坪内逍遙、法制史学者の中田薫、作家の内田魯庵、民俗学者の柳田国男、東京大学総合図書館長であった和田萬吉と姉崎正治、歌人の佐々木信綱、『広辞苑』編著者の新村出ら二六人が名前を連ねている。前掲（18）と同所。このうち中田薫は東京帝国大学で非常勤でしかなかった吉野に、大学内に研究室を与えた。三谷、一九六九年、(8)、一一四頁。中田は外骨と法学部の媒介役をし（木本、(15)、四九〇頁）、吉野と吉田茂の仲介役もした。三谷太一郎「吉野作造と現代」『近代日本の戦争と政治』岩波書店、一九九七年、二九三頁。なお内田魯庵が「明治文化」を造語したとする、木村毅「明治文化とは何か――点線的な私の回顧」『明治文化研究』第一集、一、二三、二五頁（一九六八年）。

(26) 山形県の出身。槇林滉二「石川巌」日本近代文学館、小田切進編『日本近代文学大事典』第一巻、講談社、一九七七年、九三頁。

(27) 古川自由党に所属した。田沢晴子「東北人としての吉野作造」『吉野作造選集』第一一巻、岩波書店、一九九五年、月報八頁。憲法案起草においても、宮城県は土佐などとの対抗意識が強く、地域に根ざし多様な活動が展開された。憲法案起草、古川自由党につき、佐藤憲一「宮城県の自由民権運動」『宮城の研究・第六巻・近代篇』清文堂出版、一九八四年、二五一、二五六、二六三頁。

(28) 山下、(17)、一三一―一三六頁。

(29) 木本、(15)、一〇六、一一二頁。

(30) 連載は第一年（一九二五年）から一

年半ほどほぼ毎月、一三回に及んでいる。

(31) 吉野作造は文化生活研究会、外骨は半狂堂、石川巌は『書物往来』を主宰していた。吉野没後の休刊後に復刊された『明治文化』の発行所は、尾佐竹猛の自宅とされている。山下、(17)、二二七、二四八頁。『明治文化』第七巻第一号（一九三四年）の奥付など。

(32) 例会のもたれた本郷元町（順天堂大学病院の西側）の文化アパートメントは、吉野作造や有島武郎により設立された、文化生活研究会によって設計された。

(33) たとえば創刊号巻末の「編輯部より」では、同人・小野秀雄の収集品による「世界新聞展覧会」を紹介している。『新旧時代』第一年第一冊、六〇頁（一九二五年）。のち一九二九年に小野は、東京帝国大学文学部に新聞研究室を開設した。

(34) たとえばグナイストの講義筆記の秘密出版『西哲夢物語』を吉野作造は発見し、『明治文化全集・憲政篇』に掲載した。木本、(15)、四七七頁。

(35) 『新旧時代』第二年第一冊、二―八頁（一九二六年）。創刊から二年目の冒頭記事である。この記事は岡、(14)、三一〇頁、三谷、(8)、一六三頁など多くで紹介されてきた。しかしその憲法制定史研究としての重要性や系譜は、指摘されてこなかった。

(36) 木村、(25)、二六頁。三谷、(8)、一六三頁。穂積陳重（一八五五―一九二六）は、東京帝国大学教授から枢密院議長となった。竹内ほか、(10)、一三三頁。

(37) 吉野は「古い人」と自分は「様式(mode)」が異なるという自意識をもっていた。その意味で「近代(modern)」人としての能動性をもっていたといえる。

(38) 情報公開しない組織体は、大破局にみまわれるといえる。この場合枢密院であり、広くは日独伊や第二次世界大戦後の東側諸国があてはまる。マーク・ラムザイヤー『法と経済学――日本法の経済分析』弘文堂、一九九〇年、一六二―一六八頁。原秀成「近代日本における出版の自由と著作権」『出版研究』第二七号、三七頁（一九九七年）。「法の歴史」にとって「歴史の法」（情報公開、稗史の容認）は中核的問題である。このような相互に相対化しあう関係は、すべての二学問分野間の「外的視点」を充実させるために重要である。ウェーバー、フーコー、ハートを総合しかつ越えるための方法論として、提示しておく。注(153)参照。

(39) 資料収集の示唆が師・小野塚喜平次からあったことにつき、松本三之介「吉野作造と明治文化研究」吉野、(27)、三七三頁。

(40) この段落につき、金子勝「鈴木憲法学生誕の経緯」星野ほか、(10)、一二九―一八八頁。

(41) 鈴木安蔵も吉野作造と同じく、直接批判で苦い目にあったといえる。以下この段落につき、鈴木、(23)、三八、五一頁。

(42) 妻俊子の兄、栗原佑と鈴木安蔵は、京都帝国大学時代の学友だった。金子、(40)、一三五頁。

(43) 三谷、(8)、一三四頁。

(44) この葉書は現在、宮城県古川市の吉野作造記念館に所蔵されている。同館研究員の田沢晴子さんにお世話になった。なお鈴木、(23)、三六―三七頁に翻字されている。

(45) 『吉野作造選集』別巻、岩波書店、一

九九七年、一〇六頁は、入院を一月一一日（水）とする。『吉野作造選集』第一五巻、岩波書店、一九九六年、四四三頁。一月一〇日（火）の授業（注（47）参照）のために、入院先から外出許可を得た可能性もある。

(46) 鈴木、(23)、四五―四六頁。「思考の様式（modes）」が伝えられたといえる。Harriet Zuckerman, *Scientific Elite: Nobel Laureates in the United States* (New York: The Free Press, 1977), p. 123. ズッカーマン、金子務監訳『科学エリート――ノーベル賞受賞者の社会学的考察』玉川大学出版部、一九八〇年、一七三頁。

(47) 「スタイン・グナイストと伊藤博文」『改造』一九三三年二月号、六〇―七七頁。伊藤博文らが Lorenz von Stein (1815-1890) と、Rudolf von Gneist (1816-1895) から、君主主義的な憲法理論を摂取した状況を論じた。前年一九三二年一一月から、東京帝国大学で臨時特別講義「帝国憲法の成立」（毎週火曜日）を始めていた。吉野、(45)、第一五巻、四二六、四四三頁。

(48) のちに鈴木（(23)、九六頁）自身が、系譜づけている。注（7）参照。

(49) 福沢は草稿を『郵便報知新聞』の主筆・藤田茂吉らに提示し、同紙の社説として福沢の名を伏せてのせられた。その直後に単行本として出版された。鈴木の著書で『国会論』は、国会開設、憲法制定運動の端緒になったと位置づけられている。鈴木は原典といえる同紙から復刻紹介し、同紙にあった未紹介の憲法案の発見を、亡き吉野に報告している。鈴木安蔵『憲法の歴史的研究』大畑書店、一九三三年、二二八―二四六頁。『国会論』は『福沢諭吉全集・第五巻』岩波書店、一九五九年、六三―九四、六四五―六五一頁。

(50) 以上、鈴木、(24)、一五一―一五三頁。

(51) 鈴木、(49)、前付一〇―一一頁。

(52) 鈴木、(49)、前付四頁。

(53) 吉野は「私共は憲法の講義で、一切の権力の源泉は君主に在り、君主が憲法を以て我々に与へ給ふに依て始めて臣民の権利が生ずると教はつて来た」と真顔で述べる。吉野作造「自由民権時代の主権論」『新旧時代』第二年第六冊、五頁（一九二六年）。伊藤博文らは穂積八束に憲法の講義を独占させて、官僚養成機関とした。このことにつき、鈴木、(23)、九二頁。

(54) 君主主権を前提としないために「無用の喧嘩」をしたとする。注（53）と同所。

(55) 鈴木安蔵「左派民権論について――主として植木枝盛について」『唯物論研究』第五四号、六七八頁（一九三七年）。

(56) 君主主義をとる穂積八束から上杉慎吉への憲法講座への批判である。鈴木、(23)、一二二頁。彼らの定義や論理構造に引きずられ、現実を「さか立ち」してとらえる危険があるとする。

(57) 植木枝盛の議会主義につき、坂野潤治「明治立憲制の三つの選択――超然主義、政党内閣主義、議会主義」『思想』第七五〇号、五六頁（一九八六年）。

(58) もう一回、一九三三年三月五日（日）に、賛育会病院に入院中の吉野と鈴木は面会した。その日の午後に転地を控え、しかも面会謝絶中であった。鈴木の質問表を前に、制定時の官僚主義と自由主義

の対立、その原因と結果につき、吉野は一時間も話をした。吉野は鈴木に、転地療養先の湘南サナトリウムへの道順を示した。鈴木、(23)、四八頁。吉野がいかに制定史を重視し、それを鈴木に伝えたかったかがうかがわれる。

(59) 同日午後、神田美土代町のキリスト教青年会館（ＹＭＣＡ）からも出火している。『東京朝日新聞』一九三三年三月七日、二面。逗子の小坪から横須賀線で東京まで、数時間で帰ってくることができた。

(60) 吉野作造「悪者扱いさるる私」吉野作造『公人の常識』文化生活研究会、一九二五年、八五頁。大杉栄を殺害した直後に、憲兵大尉の甘糟正彦の自害を、憲兵・森慶次郎が思いとどまらせた。吉野殺害などが残っているというのである。この逸話を記した野村昌靖の脅しを、吉野が引用している。野村昌靖「甘糟大尉」『軍事警察雑誌』第一八巻第一号、四一―四五頁（一九二四年）。なお今井清一『大正デモクラシー――草の根と天皇制のはざま』（社会評論社、一九九〇年、二〇七頁）の脚注。

(61) 吉野、(45)、別巻、一〇〇頁。歴史家には、時効を越えて真相を究明する社会的責任がある。

(62) 以上、鈴木、(24)、一五一―一五三頁。鈴木、(23)、四九頁。

(63) 鈴木、(49)、前付五頁。一九三三年二月一二日（日）以降専心したという。

(64) 鈴木は同人雑誌や河上肇のもとで、編集者としての経験があった（本文第二章（三）参照）。時代の要求する問題をみわけ、取材し執筆し、出版を手配する能力があった。

(65) 鈴木、(49)、二二八、二四六、三五九、四〇五、四二三頁。

(66) これは鈴木（(49)、前付九頁）が、吉野作造の著書『現代憲政の運用』（一元社、一九三〇年）を評価した表現である。鈴木安蔵はこの吉野の著書から、大きな影響を受けたと記している。

(67) 鈴木、(49)、前付一一頁。

(68) 鈴木、(23)、四四、一三九頁。

(69) 尾佐竹猛は金沢藩士で漢学者保の子。明治法律学校（現在の明治大学）を卒業し、一九二四年大審院判事となった。そのかたわら筆名（雨花子）などで憲法史研究をし、しかも文化史研究に理解があった。一九二五年一二月に『維新前後における立憲思想』を、文化生活研究会から刊行した。これには吉野作造の序文がある。尾佐竹の『賭博と掏模』、『大岡政談』、『刑罪珍書集』といった著作や紹介には、法を広く文化のなかでとらえようとする視点がある。一九三八年から一九四四年まで、東京帝国大学で「日本憲政史」の講義をした。山野博史、田熊渭津子「尾佐竹猛略年譜・著作目録」『関西大学法学論集』第二七巻第二号、一三八―一五四頁（一九七七年）。

(70) 大久保利謙『日本近代史学事始め』岩波書店、一九九六年、八八頁。

(71) 鈴木、(49)、前付一〇頁。ここで鈴木安蔵は、尾佐竹猛の著書『日本憲政史』（日本評論社、一九三〇年）が、自由民権運動家の「諸憲法草案を紹介」していると評価する。他方でそれは「直接憲法制定そのものを主内容」とせず、憲法運用と関連ないと批判している。

(72) 例会は法曹会館で開かれ、尾佐竹猛が毎回、司会をしたという。大久保、(70)、八六頁。

(73) 大久保、(70)、八八頁。
(74) 鈴木、(23)、一四〇、一五九頁。永井憲一編「鈴木安蔵教授の略歴および著作目録」有倉遼吉編『憲法調査会総批判(鈴木安蔵教授還暦祝賀論文集)』日本評論社、一九六四年、三六五頁。
(75) 二宮三郎「憲政資料室前史(上)」『参考書誌研究』第四三号、五八頁(一九九三年)。早稲田大学と明治大学の出身者が多かった。この構成は、後述する憲法研究会でも同様である。
(76) 鈴木、(55)、一四一頁。大久保、(70)、一二七頁。
(77) 鈴木は雑誌に掲載された論文をまとめただけで、なんら問題ないと思っていた。鈴木、(23)、一四二頁。しかし一九三七年七月の日中戦争開始以降、言論統制は強化されていた。注(134)参照。
(78) 鈴木、(23)、一四四頁。
(79) 没年につき『朝日新聞』一九九〇年一〇月六日(土)三一面、訃報。
(80) 和書目録と洋書目録がある。吉野の蔵書は岡義武の蔵書「岡文庫」とともに、現在東京大学法学部附属近代法政史料センター明治新聞雑誌文庫に所蔵されている。
(81) 鈴木、(23)、一四四頁。
(82) 岡義武が教授に昇任したのは、一九三九年である。『昭和人名辞典(東京編)』日本図書センター、一九八九年、一九一頁。
(83) 『東京新聞』一九八一年一〇月一二日(月)夕刊、訃報。
(84) 鈴木、(23)、一六一頁。
(85) 憲法史研究会に参加したのは、年功ないし発表の順に、美濃部達吉(一八七三―一九四八、東京帝国大学)、立命館大学学長の佐々木惣一(一八七六―一九六五)、宮沢俊義(一八九九―一九七六、東京帝国大学)、河村又介(九州帝国大学)、稲田正次(一九〇二―一九八四、北京大学法学院、のち東京文理科大学)、佐藤功(東京帝国大学)、藤井甚太郎(前出・明治文化研究会同人、文部省維新史料編纂会)、岡義武(前出)、田畑忍(同志社大学)、大久保利謙(前出、明治文化研究会会員、帝国学士院嘱託)、清宮四郎(東北帝国大学)、田中二郎(一九〇六―一九八二、東京帝国大学)らであった。鈴木、(23)、一六二頁。所属は当時の名簿による。大久保、(70)、一三五頁。
(86) 鈴木、(23)、一六〇頁。
(87) 当時、公使館のみだった。馬場伸也「占領とノーマン」『思想』第六三四号、五五―八四頁(一九七七年)。参照は七七頁。
(88) 語学官で、三等書記官の試験を通過していた。工藤美代子『悲劇の外交官』岩波書店、一九九一年、一二五、一二九頁。
(89) 鈴木、(23)、一五七頁。戦後、伊東巳代治史料は国立国会図書館憲政資料室にいれられた。大久保、(70)、一三八頁。
(90) 「立法理由の探求は、立法につながる」(本稿の経験則、第五章(六)参照)。
(91) 「憲法問題調査委員会名簿(昭和二一年二月一日現在)」東京大学法学部所蔵『松本文書』第三、一九―二〇頁。
(92) 憲法調査会、(4)、一五九―一六二頁。
(93) 一九四五年一二月二四日(月)、稲田正次は松本烝治国務大臣宛の意見書として私案を宮沢俊義に託した。稲田正次「戦後憲法試案起草の経過」『富士論叢』第二四巻第二号、二九頁(一九七九年)。

法制局『新聞等に表はれた各政党その他の憲法改正案』法制局、一九四六年［四月］、一―七頁、一三―二五頁。

(94) 一九四六年三月五日（火）に首相官邸で、手渡された。稲田、(93)、四九頁。三月四日づけである。

(95) 一九四五年七月二六日（木）ポツダム宣言第一二項。英文は“freely expressed will of the Japanese people.” Government Section, Supreme Commander for the Allied Powers, *op. cit.* in note (2), p. 413. 外務省の仮訳では「日本国民ノ自由ニ表明セル意思」とされる。『日本占領及び管理重要文書集――第一巻・基本編』東洋経済新報社、一九四九年、一〇頁。

(96) 一九四五年九月二日（日）の降伏文書第六項により、連合国と日本国政府を拘束していた。

(97) *The Political Adviser in Japan (Atcheson) to the Secretary of State.* 740.00116 PW/11-1745. [Despatch No. 58.] U. S. Department of State, *Foreign Relations of the United States: Diplomatic Papers, 1945*, vol. 6, *The British Commonwealth and the Far East* (Washington D. C.: Government Printing Office, 1969), pp. 971-972, at p. 971. 書簡につけられた分類番号は、この書簡の送られた国務省の文書（State Department Central Files; Record Group 59）のうち、どの十進分類ファイル（Decimal File）にあるかを示す。分類番号740.00116は「国家関係（700; Political Relations of State）」の大分類のもとにあり、“7**++116”とは［**の++に対する］「違法ないし非人道的戦争行為（Illegal and inhumane warfare）」を示す。**にあたる“40”は「欧州」を示し、この場合欧州で始まった第二次世界大戦を意味する。++にあたる“00”は「世界（The World）」を意味する。The Division of Communications and Records, Department of State, *Classification of Correspondence*, 4th ed. (Washington D.C.: US Government Printing Office, 1938), pp. v, 57, 87, 88. そののち戦争が太平洋に拡張したので“PW; Pacific War”を追加することになった（米国国立公文書館員Milton Gustafsonの話）。スラッシュ（/）のあとは、「月―日年」を示す（年は下二桁）。このことが理解されてこなかったので、これまで場当たり的な調査が多かった。公文書の流れと保存場所を構造的に理解することが、適切な文書の発見にとって決定的に重要である。

引用方法は、*Citing Records in the National Archives of the United States*, Washington D. C.: National Archives and Records Administration, 1997.

(98) 馬場、(87)、七六頁。マッカーサーと国務省親日派が天皇制を利用することに対する、カナダ外務省内の懸念が紹介されている。

(99) 古関（(11)、四八頁）の取材による。鈴木安蔵「憲法改正の根本論点」『新生』第一巻第二号、二三頁（一九四五年）。

(100) 一九四五年一〇月ころは、ノーマン、政治顧問事務所（POLAD, Political Adviser）、従軍記者が中心に日本人と接触した。駐日公使で臨時政治顧問のジョージ・アチソン・ジュニアー（George Atcheson, Jr.）が、近衛文麿と接触し、ワシントンの国務省と連絡をとるなど要の位置にいた。統治局はまだ前面にでて

きてはいない。日本の特定の政党の情報を提供するのが、連合国軍最高司令官総司令部・民間諜報局（Civil Intelligence Section, [*sic?*]）の任務と、一九四五年一〇月の占領軍の会議で合意された。この会議には、ノーマンが同局代表として出席している。Justin Williams, Sr., *Japan's Political Revolution under MacArthur: A Participant's Account* (Athens, Georgia: The University of Georgia Press, 1979), p. 8. ジャスティン・ウィリアムズ著、市雄貴、星健一訳『マッカーサーの政治改革』朝日新聞社、一九八九年、一八頁。ノーマンは、政治顧問事務所とも協力していた。統治局に政務部（Political Affairs Division）が明示的に置かれ、政党活動が調査されたのは、一九四五年一二月四日（火）以降と考えられる。Government Section, *op. cit.* in note (2), p. 808.

(101) 米国国立公文書館（National Archives and Records Administration）所蔵国務省文書（Record Group 59）の Box 3641. "Prince Fumimaro Konoye as a War Criminal Suspect," from H. Borton to WTT, JKP, JCV; Dec. 5, 1945; 740.00116 PW/11-1745. 大窪愿二（おおくぼげんじ）編訳『ノーマン全集・第二巻』岩波書店、一九七七年（増補版は一九八九年）、三三四―三四六、四五二―四五六頁。

(102) 『東京新聞』一九四五年一〇月一六日（火）から一八日（木）、各一面。

(103) 一九四五年一〇月一八日（木）のNHKラジオ。鈴木安蔵「憲法研究会の憲法草案起草および憲法制定会議提唱」『愛知大学法経論集』第二八号、一七七―二〇四頁（一九五九年）、参照は一八一頁。

(104) 尾佐竹猛、鈴木安蔵、鈴木東民「新日本の民主主義を語る（鼎談）」『新時代』第一二巻第一一号、二四―二七頁（一九四五年）。なおこの一一月一日づけ発行の一一月・一二月合併号から、鈴木安蔵は同誌主幹となった。同時に読売新聞論説委員の鈴木東民と明治文化研究会にいた木村毅が、同誌の客員編集員となった（二七、四〇頁）。同号巻頭に鈴木安蔵は「民主主義日本建設の前提」という論文をのせ（三―七頁）、徹底的な言論の自由の保障などが、民主主義建設の根本的な前提条件だと主張する（五頁）。

(105) 高野岩三郎の鈴木安蔵への行動は、自発的なものと思われる。高野は『新生』一九四六年二月号「囚はれたる民衆」（二―六頁）で、天皇制廃止の私案を発表している。高野は長崎出身で、兄が渡米、妻がドイツ人など、日常において「外国からの視点」をもっていた。大島清『高野岩三郎伝』岩波書店、一九六八年、四、三七、四八頁。

(106) 一九二七年六月、吉野作造は同所の経営委員になっている。吉野、(45)、別巻、一〇一頁。

(107) 一九四六年四月に高野は、日本放送協会の会長に就任した。大島、(105)、五六、二一七、四〇五頁。注(135)参照。

(108) 室伏高信『戦争私書――彼等は何をしていたか』全貌社、一九六七年、三〇八頁。

(109) 鈴木安蔵も、会の設営の中心は室伏高信だったと回想する。鈴木安蔵「日本国憲法制定の基本論点」『愛知大学法経論集』第八二号、一―二八頁（一九七六年）。設営にあたり、室伏の周辺にいた三宅晴輝と長尾和郎（かずお）の二人が熱心に動いた。室伏、(108)、三〇八頁。長尾和郎『戦争

屋――あのころの知識人の映像――』妙義出版、一九五五年、一一一―一一四頁。同書の六八頁で、長尾は国策研究会にいた鈴木安蔵を批判する。

(110) 室伏、(108)、二八頁。室伏を国際ジャーナリストとして評価すべきとした、金子務『アインシュタイン・ショック――第Ⅰ部・大正日本を揺がせた四十三日間』新装版、河出書房新社、一九九一年(初版は一九八一年)、六二頁。

(111) 『日本評論』の誌名は、室伏高信の命名による。室伏、(108)、二〇〇頁。

(112) 以上につき、室伏、(108)、三、一七〇、二〇三頁、奥付。また青地晨「室伏高信」伊藤道人『現代人物事典』朝日新聞社、一九七七年、一三九六頁。

(113) 室伏、(108)、三〇四頁。

(114) 室伏高信は、満三一歳の新生社社長・青山虎之助の顧問となったのである。社長の青山虎之助(一九一四―一九八九)は、地元の岡山高等商業学校(現在の岡山大学)を卒業し、丸善石油に勤めながら同人誌『茉莉花』などに加わった。一九四五年の戦時中から室伏高信や三宅晴輝と接触し、雑誌発行を計画した。敗戦直後一九四五年九月三日(月)疎開先の岡山から上京するや、九月一〇日(月)内幸町大阪ビル旧館六階に新生社を設立した。

福島鑄郎「新生社とその周辺」、「新生」復刻編集委員会『回想の新生――ある戦後雑誌の軌跡――』同会、一九七三年、一〇九―一二一頁。なお鈴木徹造『出版人物事典』出版ニュース社、一九九六年、三四頁。

(115) 福島、(114)、一二一頁。『新生』の名称も室伏の発案だという。室伏、(108)、二九二頁。

(116) 「新生」復刻編集委員会、(114)の巻末の「『新生』出版年表」が、一九四五年一〇月一八日発行とする。これは、連合国軍最高司令官総司令部の民間検閲部(CCD, Civil Censorship Detachment)を通過した日付と一致する(〈図5〉参照)。メリーランド大学プランゲ文庫のAmy Wasserstrom博士にお世話になった。福島((114)、一二二頁)は九月二四日(月)印刷とし、同誌編集者であった長尾((109)、一一五頁)は九月二五日(火)発売とする。しかし創刊号一二頁の「新生評論」には、一〇月四日(木)のマッカーサーの覚書についての記事があり、これらの記述と矛盾する。〈図5〉のゲラ刷りの右上に、"Oct 13th"(一〇月一三日)とある。これは受付日と思われ、記事の内容と一致する。その奥付では「一一月一日発行(毎月一日発行)」とされている。

(117) 福島、(114)、一二二頁。三六万部とは公称にせよ、破格的に多い。たとえば一九四五年一二月創刊の月刊『平凡』は、三万部だったという。清水達夫『二人で一人の物語――マガジンハウスの雑誌づくり』出版ニュース社、一九八五年、七三頁。

(118) 福島、(114)、一二二頁。なお同書巻末の「『新生』出版年表」では、「即日売切れ」とされている。

(119) 福島、(114)、一二五頁。新生社の所在につき、注(114)参照。

(120) 一九四五年九月二七日(水)に日本文化人連盟の発起人会が、丸の内・常盤亭で開かれ、一般からの参加も募り「来月創立総会を開く」と報じられている。この連盟には、フランス文学者の辰野隆、文芸批評家の新居格、一九一九年に総合

雑誌『改造』を創刊した山本実彦、作家・正宗白鳥、作曲家の山田耕筰、杉森孝次郎（注（131）参照）、童話作家の村岡花子らが参加した。『朝日新聞』一九四五年九月二八日（木）、一面。

山本実彦の占領軍への迎合的性格の批判につき、松浦総三『戦中・占領下のマスコミ』大月書店、一九八四年、一三七、一四三頁。山田耕筰がベアテ・シロタの父、レオ・シロタを日本に招いた。ベアテ・シロタ・ゴードン『一九四五年のクリスマス』柏書房、一九九五年、五六頁。音楽は、国境を越える活動を媒介する役を果たす。

(121) 憲法研究会は、日本文化人連盟の幹事役・秋沢修二をきらった室伏高信が、別個に組織したと考えられる。鈴木安蔵によれば室伏高信は、ファシズムを擁護するような秋沢修二の戦時中の言動を強く批判したという。鈴木安蔵『憲法制定前後』青木書店、一九七七年、七五―七六頁。

秋沢修二（本名・秋津賢一、一九一〇―一九九一）は、早稲田大学文学部を中退し評論家となった。天野敬太郎監修『現代日本執筆者大事典』日外アソシエーツ、一九七八年、二九頁。

(122) 『朝日新聞』前掲（120）。この連盟については、鈴木安蔵が秋沢修二に聞き取りをおこなったくらいしか資料がないとする。鈴木、（121）、七一頁。

(123) 日本文化人連盟が正式に発足したのは、一九四五年一一月一三日（火）である。大島、（105）、三八六頁。

(124) 鈴木、（103）、一八〇頁。

(125) 青地晨「岩淵辰雄」伊藤道人『現代人物事典』朝日新聞社、一九七七年、一六一頁。岩淵辰雄は宮城県出身で、早稲田大学を中退後『読売新聞』などの政治記者となった。第二次世界大戦中から『中央公論』『改造』に政界内幕物をかき、吉田茂のブレーンの一人として戦争収束と早期講和をはかった。戦後、近衛文麿をマッカーサーに引きあわせた。芦田均、岩淵辰雄、鈴木安蔵、三宅清輝、阿部真之助「座談会・憲法は二週間で出来たか？」『改造』第三三巻第六号、一四頁（一九五二年）。古関、（11）、一八頁。そののち岩淵は、貴族院議員、公職適否委員会委員、『読売新聞』主筆、日本国有鉄道理事などをつとめた。室伏高信は、この岩淵から近衛文麿や吉田茂筋の情報をひきだしたかったのかもしれない。

(126) 一九四五年九月に編集者の長尾和郎が岩淵辰雄を訪問し、『新生』創刊号と当分の間の毎月執筆を依頼した。この訪問で岩淵は長尾に、新憲法制定の必要性を説いたという。創刊号の「木戸内府の責任――開戦の前後」（九―一二頁）（〈図5〉参照）は米国側メディアに転載され、のちの木戸幸一の戦争責任追及と近衛文麿の憲法案起草批判に影響を及ぼした。長尾、（109）、一一二頁。一九四五年一〇月、吉田茂は幣原喜重郎内閣の外務大臣になると、岩淵らに連絡しなくなった。岩淵は近衛文麿らの起草作業が頓挫したのをみて、民間から世論を出すしかないと考えていた。そこへ室伏高信からの話があり、同人の人選に関与したとの談話がある。住本利男『占領秘録（上）』毎日新聞社、一九五二年、八四頁。なお鈴木、（121）、九九頁。

(127) 七人が署名し、中心となって討議した。このほか、大内兵衛、鈴木東民など数人が討議に加わった。注（136）および

(141) 参照。

(128) 一九四六年四月、森戸辰男は日本社会党から当選し、のち片山内閣と芦田内閣の文部大臣となった。さらに広島大学学長、中央教育審議会会長をつとめ、九五歳の長寿をたもった。佐藤秀夫「森戸辰男」『国史大辞典』第一三巻、吉川弘文館、一九九二年、八七四頁。

(129) 弟子の森戸をかばった権威に屈しない高野の態度を、室伏（(108)、三〇五頁）は評価している。

(130) 大島、(105)、一九五頁。「自由の抑圧が憲法に結晶化される」（第五章（六）参照）。

(131) 一九四四年に六三歳で早稲田大学教授を退職していた。川副国基「杉森孝次郎」日本近代文学館、小田切進編『日本近代文学大事典』第二巻、講談社、一九七七年、二二二―二二三頁。

(132) 長尾、(109)、一九、二八、五五頁。杉森孝次郎は室伏高信の『日本評論』にも寄稿し、長尾和郎が原稿をとった時の回想がある。長尾、(109)、一〇二頁。杉森、室伏、馬場恒吾、正宗白鳥らは、戦時中に『読売新聞』が始めたコラム「一日一題」を、交代で担当していた。室伏は杉森を、早稲田大学総長になるべき人物であったと絶賛していた。室伏、(108)、一八二、一八六、二一四頁。これは鈴木安蔵（(121)、七二頁）の証言と一致する。室伏が杉森を批判したこともあると、古関（(11)、五二頁）は指摘する。しかしそれは一九三五年時点の評価で、そのうち室伏が杉森にたいする評価を変えたと考えられる。

(133) 室伏、(108)、七六、八〇、九九―一〇二頁。一九四五年九月、編集者の長尾和郎が、長野に疎開していた馬場恒吾を訪ね、『新生』創刊号への執筆依頼をした。長尾、(109)、一一三頁。〈図5〉も参照。創刊号の「政治談義――この喪心状態を奈何――」（三〇―三二頁）で、馬場は「国民は国民自からの手に依って日本の運命を開拓して行くより外に方法はない」とする。馬場はのちに誰が憲法起草をしても問題ないとし、近衛文麿の起草作業を支持した。岩淵辰雄も馬場の意見を「先輩」のそれとして尊重していた。芦田ほか、(125)、一六頁。

(134) 杉森久英『滝田樗陰』中央公論社、一九六六年、八八頁。たとえば「政変特輯」号とされた『中央公論』一九三七年七月号には、鈴木安蔵の「日本独特の立憲政治」のほか、馬場恒吾「近衛首相論」、岩淵辰雄「近衛内閣・軍部・政党」、杉森孝次郎「金子先生」がのせられている。すなわちこの号では、一九四五年の憲法研究会の同人七人のうち、四人までが執筆していた。なおここでの鈴木安蔵の論文が、本文第三章（二）で述べた鈴木の論文集にいれられ、その論文の英文抄録がつくられた（第四章（七）参照）。この時の編集長は雨宮庸蔵で、翌年一九三八年三月号の石川達三「生きてゐる兵隊」の掲載で雨宮庸蔵らは有罪とされた。一九三七年七月七日（水）の蘆溝橋事件による日中戦争以降、言論統制が執筆者から編集者など雑誌自体に向かい強化された。一九三七年九月号掲載の矢内原忠雄の論文が全文削除とされた。畑中繁雄『覚書・昭和出版弾圧小史』第二版、図書新聞社、一九七七年（初版は一九六五年）、一八、二〇、一五七頁。[杉森久英]『中央公論の八〇年』中央公論社、一九六五年、二七八―二八三頁。一九三七年七

月号はその直前の最後の自由な時期といえる。この意味で鈴木安蔵らがこの号に集中したのも、理由があったといえる。

(135) 戦前、高野岩三郎は組合や無産政党の調停役をつとめた。一九四五年九月一四日（金）に、高野は旧無産政党の大同団結を呼びかけ、これがのちに日本社会党の結党になった。大島、(105)、二九一、三八六頁。

(136) ただし天皇制につき日本社会党の見解と異なるといって、森戸辰男や鈴木義男ら同党関係者は、署名や参加に消極的であった。室伏は、大原社会問題研究所がナチスの「労働奉仕」を紹介して戦争協力をしたことを、批判と諦めの境地で記している。室伏、(108)、三〇九頁。鈴木、(121)、七六頁。鈴木、(103)、一九三頁。日本社会党は一九四六年一月五日（土）に対応をきめるとしている。後掲(145)の書簡第一五三号参照。

(137) 後掲(145)の書簡第一五三号。日本社会党の設立に関与した平野力三が、情報提供したという。

(138) 室伏、(108)、三〇八頁。

(139) 米国国立公文書館所蔵の国務省文書(Record Group 59)のうち、"Views of Japanese Labor Economist (Tatsuo MORITO) on Constitutional Reform and other Current Japanese Problems." Despatch 50; from Political Adviser (George Atcheson, Jr.) to the Secretary of State; Nov. 13, 1945; 894.00 / 11-1345. (Microfilm, LM-105.) 分類番号"8**.00"は「[** の国の] 政治情勢 (Political Affairs)」を意味し、"94"は日本の国番号である。The Division of Communications and Records, Department of State, *op. cit.* in note (97), pp. 59, 96. さらに同日づけ書簡第五一号では、徳田球一との一九四五年一一月五日（月）面会における、日本共産党の政治経済政策を報告している。ここではエマーソンとノーマンが聴取している。"Political and Economical Policies of the Japanese Communist Party." Despatch No. 51; from Political Adviser (Atcheson) to the Secretary of State; 894.00 / 11-1345. (Microfilm LM-105.)

(140) 第一五三号書簡（後掲(145)）で、この語が用いられている。

(141) 一九四五年一二月一日（土）づけで、憲法研究会はその中間的な案を（馬場を除く）同人六人以外の二五人に送付した。この二五人のなかに、日本文化人連盟のおもだった人がはいっているわけではない。鈴木、(103)、一九六頁。

(142) 一九四五年一二月初旬、室伏高信は紛争をおこし、新生社から離れた。福島、(114)、一二四頁。これで室伏の憲法研究会における発言力が下がり、鈴木安蔵は日本文化人連盟との連携をもちやすくなったとも推測できる。

(143) 鈴木、(121)、一〇二頁。室伏の回想((108)、三〇九頁)では、鈴木安蔵をいれ忘れている。

(144) 鈴木、(121)、一〇二頁。ミシガン大学アジア図書館所蔵 *Hussey Papers* (32-A-2) の和英対訳の「憲法研究会ノ草案綱」には「昭和二〇、一二、二七発表」とある。しかしこれは形式からして、一九四六年四月刊の法制局((93)、八頁)からの翻訳で、後日の作成である。それゆえ会が英文化したとする古関((11)、五九頁)の推測は疑問である。これは東京大学総合図書館所蔵ラウェル文書、二（高

柳賢三、大友一郎、田中英夫『日本国憲法の制定の過程Ⅰ原文と翻訳』有斐閣、一九七二年、二八頁）のいう、連合国軍翻訳通訳局（ATIS; Allied Translator and Interpreter Section）の訳とも、政治顧問事務所（POLAD）の訳（注（145）参照）とも一致しない。政治顧問事務所については、注（100）参照。

（145）国務長官に送付された書簡第一五三号の署名いりの原本は、米国国立公文書館所蔵の国務省文書（Record Group 59）のうちBox 3808, Folder 1. "Draft of Constitution Revision by Private Group of Scholars." Despatch No 153; from Political Adviser [George Atcheson, Jr.] to Secretary of State; January 2, 1946; 740.00119 Control (Japan)/1-246. 分類番号7**.＋119とは、「戦争終結（Termination of War）」を示す。The Division of Communications and Records, Department of State, *op. cit.* in note (97), p. 57. 最高司令部統治局に送られたカーボンコピーが、*Hussey Papers* (21-D-1-1) にある。またこの書簡第一五三号を、一九四六年一月一一日（金曜日）づけラウェル報告書が言及している。ラウェル文書、一。高柳ほか、（144）、二六頁。なお古関（（11）、一〇九頁）が *Hussey Papers,* 21-D-2 をATIS訳とするのは誤りで、POLAD訳である。ATIS訳はつぎにある。*Press Translations,* No. 594, December 31, 1945, pp. 1-3. 米国国立公文書館所蔵の連合国軍最高司令官関係文書（Record Group 331）のうちBox 376. これはつぎのマイクロフィッシュの資料集に、整理番号2D4として収録されている。*Framing the Constitution of Japan: Primary Sources in English, 1944-1949.* Bethesda, Maryland: Congressional Information Service, 1989, 2D4. 国立国会図書館所蔵PTS-1、ロール番号7、コマ番号608-610にもある。

（146）米国国立公文書館所蔵の国務省文書（Record Group 59）に、東京の政治顧問事務所のアチソン公使からの書簡（despatch）三通である。いずれも同じ場所に整理されている（Box 3808, Folder 1; 740.00119 Control (Japan) / 1-246）。それらは第一五〇号から第一五二号の三通で、第一五〇号が日本協同党の見解（Views of Japan Cooperative Party Leaders）、第一五一号が日本社会党の見解（Views of Mr. HIRANO Rikizo, Prominent Leader of the Social Democratic Party）、第一五二号がそのほか日本共産党などをふくめた週間報告（Political Parties in Japan: Developments for the Week Ending December 29, 1945）である。これら三つの政党が、戦後の野党の起点になったといえる。そしてこの最後の書簡は、一九五二年二月一日（金）に国務省内からの請求で、同年四月一日（火）に「秘密」扱いをとかれた。「米国側が日本人の意見をみていた」と正当化するために用いられたとも考えられる。この箱のそのほかの文書の公開は、一九七六年の公開（Declassification）事業第五〇号（760050）による。他方で「安全保障」にあたる情報のため、いまだに未公開のものがあることに注意すべきである。とくに「国務省の在外公館（Foreign Service Post of the Department of State, Record Group 84）」の「日本の政治顧問事務所極秘文書（POLAD for Japan, Top Secret General Records,

1945-1949)」からは、数件公開が留保(withdraw)されている(Public Law 102-526による)。

(147) 「SWNCC 228」と呼ばれてきている。直接的には、一九四五年一一月二七日(火)に承認された原案をさす。

(148) "Reform of Japanese Governmental System. [SWNCC report, with revised pages.]" 11/27/1945 and 1/7/1946. 18p. 米国国立公文書館所蔵の連合国軍最高司令官関係文書(Record Group 331)のうちCivil Historical Section, Box 1 [Folder 7]. これは統合参謀本部(Joint Chiefs of Staff)からの指摘(SWNCC 228/1)をいれ、一九四六年一月四日(金)の会議で決定された一月七日(月)づけ改正をふくんでいる。前掲(145)の資料集に、整理番号2A3として収録されている。同時に前掲(145)の資料集、整理番号2A4に、一九四五年一一月二七日(火)づけ原案(SWNCC 228)がある。なおこれまで広く知られてきた、高柳ほか((144)、四一二-四三八頁)には出所が明示されておらず、部分的で不完全なものである。つぎの公式資料集でも、一部省略されている。U. S. Department of State. *Foreign Relations of the United States: Diplomatic Papers, 1946*, vol. 8, *The Far East* (Washington D. C.: Government Printing Office, 1971), pp. 98-103.

(149) ラウエル文書、二。高柳ほか、(144)、二六-三九頁。色川((10)、二三頁)が指摘している。

(150) ケーディスは生前「憲法研究会案などをみて日本人の意見がでてきた」と語っていたと、ベアテ・シロタ・ゴードンは証言する。H. Hara. *Interview to Beate Sirota Gordon at the Foreign Correspondent Club in Tokyo on September 21, 1998*. 3 tapes.

(151) 高野岩三郎は法学博士だけれども、専門は統計学だった。当時は法科大学のなかに経済学科があり、森戸辰男もそこの卒業である。それゆえ狭義の法学者とは、いいにくい。

(152) ただし日本文化人連盟の人たちによる『新生』への実際の寄稿は、わずかである。

(153) 外的視点(External point of view)が必要である。"If the question is raised whether some suggested rule is legally valid, we must, in order to answer the question, use a criterion of validity provided by some other rule." H. L. A. Hart, *The Concept of Law* (Oxford University Press, 1961), pp. 86, 103.

(154) 高野自身「同人」の語を用いている。高野、(105)、四頁。

(155) 思想は人間関係のなかで、能動化する(第五章(六)参照)。

(156) 突出せず対立を回避すべきとの規範が『易経』「同人」編に絵画的に「[illegible]」と表現されている。鈴木由次郎『易経・上』(全釈漢文大系・第九巻)、集英社、一九七四年、二五四頁以下。東洋的な決定様式、和の尊重が「法三章」の思想をうむ(口頭発表の後半部分)。これは別稿で論ずる。

(157) 鈴木、(103)、一九九頁。高野の私案((105)、五頁)にもない。

(158) 実際には、刑事上の人権規定は米国側によって補われた。法規課長ラウエルの検討の結果による。ラウエル文書、二。高柳ほか、(144)、二八頁。日本側だけで

あったならば、こうした論争をふくむ点につき議論し条文にできたかは、なんともいえない。

(159) より一般に人々の間の意見をまとめていくときの議事進行規則が、作られる決まりの質を決定する。

(160) 米国では議事進行規則集 *Robert's Rules of Order* が日常生活に浸透している。

(161) 色川（(10)、二三頁）が指摘している。

(162) 鈴木安蔵『現代憲政の諸問題』泰山房、一九三七年、一〇頁。初出の『中央公論』一九三七年七月号（注（134）参照）では三〇頁。

(163) *Hussey Papers*, 22-A-1. これは日本側の抵抗により、結果において実現しなかった。

(164) 前掲（163）の文書。この文書の一頁目にラウエルの署名がある。

(165) その意味では、日本国憲法の「民定」性はかなり限定されていた。これを評価するのはむずかしい。「憲法は、歴史の所産でしかありえない」からである（第五章（六）参照）。当時の国際情勢のなかでは、分割統治や東側の一員となる可能性もあった。他方で高度経済成長をした日本がよかったのかにも、多くの意見がありえるだろう。極東委員会や米国議会では天皇処刑論が強く、「押しつけ」があったからこそ天皇制が残ったともいえる。一九四五年一二月一八日（火）の米国国務省内の「極東に関する部局間地域委員会（Inter-divisional Area Committee on the Far East）」第二四二回会議で、ライシャワーはソビエト連邦の影響を遮断し、他方で天皇処刑論者と妥協して、天皇制を維持すべきむねを主張している。大蔵省財政室編『昭和財政史――終戦から講和まで――第二〇巻・英文資料』東洋経済新報社、一九八二年、二八四－二八五頁。前掲（145）の資料集、1H7. なお同委員会について、五百旗頭、(13)、下・一〇頁。鈴木安蔵自身は、マッカーサーのやりかたを強く批判している。鈴木、(121)、二三〇頁。別稿で詳述する。

(166) 古関、(11)、四五〇頁。Dower ((13), p. 322) が強調する論点である。

(167) 鈴木昭典『日本国憲法を生んだ密室の九日間』創元社、一九九五年、三一八頁。同氏からは、資料と示唆と紹介をいただいた。

(168) Telegram WAR 80049, to CINCAFPAC, Tokyo, from War Department. "SCAP Authority on Constitutional Authority, Mar. 9, 1946." 大蔵省財政史室、(165)、二九五頁。前掲（145）の資料集、3C1. またこれらにつき、古関、(11)、二二五頁。

(169) 「憲法に規定されない人権も保護される」との第一次試案第二条が削除された。*Hussey Papers*, 24-G-2-1, 19-C-4-2. 米国憲法修正第九条にあたる。

(170) 幹部ケーディスは「公共の福祉による財産権の制限」にあたる、総司令部交付案第二八条（日本国憲法第二九条）の日本側との討議において「企地［ママ］存置ノ為制限ノ場合等補償ヲ要セザル場合アルベキカ」とまで発言している。佐藤達夫「［一九四六年］三月四、五両日司令部ニ於ケル顚末」『松本文書』（前掲(91)）第三四、六〇〇頁。日米安全保障条約および沖縄の基地問題の根源は、このケーディスの法認識にあったといえよう。ゴードンはケーディスを、保守主義

者だと評価している。Hara, (150).

(171) ラウエル文書、一。高柳ほか、(144)、六頁。憲法は占領後の体制を規定すべきであって、占領下の制限は占領下の特別法にすべきことであったといえる。

(172) Susan J. Pharr, "The Politics of Women's Rights," in Robert E. Ward and Sakamoto Y., eds., *Democratizing Japan: The Allied Occupation* (Honolulu, Hawaii: University of Hawaii Press), 1987, pp. 221-252. スーザン・J・ファー、坂本喜久子訳「女性の権利をめぐる政治」坂本義和、R・E・ウォード『日本占領の研究』東京大学出版会、一九八七年、四五九－五〇四頁。

(173) 連合国軍最高司令官総司令部案の起案の段階から、内閣に法案提出権が認められるなど、内閣の権限が大きいものとされた。政令や規則に対する国会の拒否権の規定（執行権委員会第一次試案第七条、*Hussey Papers*, 24-E-1-3）も、幹部により削除された（〈表1〉の（j）参照）。現行日本国憲法第七二条の法案提出権は「官許」の構造を許している。さらに国会の二院制を認めた関係で「国会」の章につき、日本側の案が土台とされた（〈表1〉の（h）と（i）参照）。『松本文書』第三四（前掲（170））、六〇七頁。総司令部案第五三条が日本国憲法第五七条になり、国会の秘密会が許容されてしまった。ラウエル文書、一四。高柳ほか、(144)、二八六頁。

(174) 連合国軍最高司令官総司令部第二次試案第二四条の「自由、正義、民主制」の推進を目的とすべきという句が、消されてしまった（〈表1〉の（g）参照）。ラウエル文書、一四。高柳ほか、(144)、二七八頁。かえって日本国憲法第二五条はプログラム規定と解釈されるような事態をうんだ。

(175) 民法第三四条などの、たとえば公益法人に対する官庁の権限は「公益」判断を「官」中心とする構造を残した。そして日本国憲法第一三条の「公共の福祉」が、官庁中心に運用されることを許した。

(176) 鈴木安蔵は、一九四六年三月七日（木）の政府発表案は「平和・人権の保障」が不十分だと鋭く批判している。連載されたうち、とくに『読売報知［新聞］』一九四六年三月一〇日（日）一面。

(177) 『朝日新聞』一九四五年一二月二八日（金）、一面。案文に条文の通し番号はなく、各条冒頭に「一」とふられているだけである。

(178) 「芸術の自由」では、一七九一年米国憲法修正第一条と一九一九年ワイマール憲法一四二条が模範とされた。鈴木安蔵による起草段階の説明「新憲法制定の根本要綱（第一案）」が残されている。鈴木、(103)、一九〇、一九一頁。

(179) 「創作者の権利保護」規定も、ワイマール憲法を参照すべきだと鈴木安蔵の説明にある。その第一五八条が参照されたと考えられる。*Reichs-Gesetzblatt*, Nr. 152, SS. 1383-1418 (1919), 参照は S. 1414.

(180) 連合国軍最高司令官総司令部・統治局の幹部たちは少なくとも、憲法研究会案を参照していた。しかしすべての統治局員が、憲法研究会案をみせられていたわけではなかった。若手で構成された市民権部会の三人のうち、少なくともベアテ・シロタ・ゴードンは、これをみせられていなかったと証言している。土井たか子、ベアテ・シロタ・ゴードン『憲法に男女平等起草秘話』岩波書店、一九九

六年、二一－二二頁。Hara, (150).

(181) 統治局人権委員会会長のピーター・ロースト（Peter K. Roest）の担当と考えられる。憲法研究会案のATIS訳をのせた“Press Translations”（注（145）参照）は、毎朝、各部署に届けられていた。Williams, *op. cit.* in note (100), p. 130. 訳書、（100）、一九九頁。それゆえロースト の手元にあったはずである。ただしロースト が、憲法研究会案を参照していたとは確定できない。鈴木安蔵もロースト も、たがいに独立してワイマール憲法を模範とした可能性もある。

(182) *Hussey Papers*, 19-C-4-20. 村川一郎、初谷良彦『日本国憲法制定秘史――GHQ秘密作業「エラマン・ノート開封」――』第一法規、一九九四年、一三七頁に影印復刻、六八頁に翻訳。なおベアテ・シロタ・ゴードン（（120）、一八一頁）は、日本の軍事関連技術開発について連合国の制限があったことを指摘する。

(183) 日本側に渡される日の前日の、一九四六年二月一二日（火）の統治局の幹部三人からなる運営委員会（Steering Committee）の最終会合においてである。*Hussey Papers*, 19-C-4-59. 村川ほか、（182）、一五六頁に原文書影印復刻、八四頁に翻訳。この結果、日本は米国中心の知的財産権の国際秩序にくみこまれたといえる。宮田昇『翻訳権の戦後史』みすず書房、一九九九年、一四五頁。白井亨、大庭治夫、原秀成、後藤嘉宏「知的財産権に関する国際経済秩序の現状と課題――WIPOとGATTの関係における合衆国の諸問題を軸として」『図書館情報大学研究報告』第一五巻第二号、一七－四六頁（一九九七年）。

(184) 第一次試案第五条。*Hussey Papers*, 24-G-2-2.

(185) 第一回会合での幹部ケーディスの提案による。*Hussey Papers*, 19-C-4-4. 村川ほか、（182）、一二九頁に影印復刻、五九頁に翻訳。

(186) 原、（38）、四八頁の注80。

(187) 鈴木、（121）、一四九頁。

(188) 「自分たちがつくった決まりでなければ根づかない」（第五章（六）参照）。日本人への定着を米本国政府は最重視していた。国務陸海三省調整委員会の第二二八号文書は“acceptance by the Japanese people”にかかっているとする（第六項）。前掲（145）の資料集、2A3, p. 3. 注（148）も参照。高柳ほか、（144）、四一六頁。

(189) 「憲」は刑罰としての目の上の入れ墨、「法」は敗訴者の流罪を意味する。白川静『字統』第二版、一九九七年、二六三、七八六頁。威圧的な字といえる。法を自分たちのものにするため、皇帝文化の色彩の濃い漢語を、なるべく和語にしていくべきだろう。“constitute”の原義は「一緒にまとめつくりあげる（set up together）」である。その意味で民法の一部も、“constitution”にふくまれる。

(190) これは「憲法が誤っていれば、正しい裁判が受けられるとは限らない」とも表現できる。

(191) 「鈴木安蔵先生の略歴と著作目録」星野ほか、（10）、三三一頁。「解放運動無名戦士墓」は、一九二五年に満二八歳で死亡した作家細井和喜蔵の著書『女工哀史』などの印税によって建立された。党派を超越し、毎年数百人が合葬される。解放運動犠牲者合葬追悼会中央実行委員会編『解放のいしずえ』新版、一九七三年、一－二頁。